

第11回鷹巣阿仁地域合併協議会会議録

開催日時 平成16年9月18日

開催場所 合川町農村環境改善センター

会議次第

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 会議録署名委員の指名

4. 議題

(1) 協議

- ・ 協議第44号 新市まちづくり計画について(継続協議)
- ・ 協議第23号 一部事務組合等の取扱いについて(継続協議)
- ・ 協議第28号 国民健康保険事業の取扱いについて(継続協議)
- ・ 協議第46号 高齢者福祉事業について(継続協議)
- ・ 協議第56号 病院事業について

(2) 提案

- ・ 協議第57号 合併協定書(案)について

(3) 報告

- ・ 報告第19号 電算システム統合について

5. その他

- ・ 合併協定項目(調整内容)の確認について
「協議第47号 児童福祉事業について」の確認
- ・ 今後の主要スケジュール案について

6. 閉式

出席者の状況

出席委員

鷹巣町長	岸部 陞	鷹巣町議会議長	清水 修智
鷹巣町議会議員	簾内 順一	鷹巣町	千葉 文吉
鷹巣町	今野 實	鷹巣町	檜森 正
鷹巣町	和田 テヱ子		
合川町長	佐藤 修助	合川町議会議長	佐藤 吉次郎
合川町議会議員	吉田 芳雄	合川町議会議員	和田 三九郎
合川町	成田 道胤	合川町	小笠原 聡
合川町	鈴木 孝子		
森吉町長	松橋 久太郎	森吉町議会議長	庄司 憲三郎
森吉町議会議員	桜井 忠雄	森吉町議会議員	春日 一文
森吉町	佐藤 金正	森吉町	畠山 慎咲
森吉町	片山 信隆		
阿仁町長	濱田 章	阿仁町議会議長	山田 博康
阿仁町議会議員	山田 賢三	阿仁町議会議員	小林 精一
阿仁町	佐藤 昭春	阿仁町	三杉 誉子
阿仁町	菊地 忠雄		

出席者幹事及び事務局

(幹事) 幹事長	吉田 茂	副幹事長	柴田 信勝
副幹事長	恵比原 脩	副幹事長	工藤 博
鷹巣町総務課長	今畠 健一	鷹巣町まちづくり政策課長	村上 儀平
合川町総務課長	松岡 宗夫	合川町総務課主任課長補佐	杉淵 敬輝
森吉町総務課長	加賀 隆久	森吉町企画観光課長	奈良 尚里
阿仁町総務課企画課長	鈴木 美千英	阿仁町財務課長	田口 惣一
(事務局) 事務局長	斎藤 彦志	事務局次長	佐藤 満 ほか

事務局：会場にお集まりの皆様、本日は大変ご苦労様でございます。それでは皆様にご案内の第11回目を数えます鷹巣阿仁地域合併協議会を、只今から始めさせていただきます。よろしくお願いたします。最初に岸部会長からご挨拶がございます。

岸部会長：週末の大変お忙しい中だったと思いますけども、早速本日の会議にお集まり下

さって本当にありがとうございます。先の8月24日の第10回協議会は、私の前日の発言が元で流会になりましたことを、心から詫び申し上げます。あの時のいきさつにつきましては前日の23日に鷹巣町の全員協議会がございまして、その時の発言であったわけですが、8月29日の夕刻に佐藤町長さんとお会いいたしまして、お互いに行き違いのあったことを理解し合ひまして、協議を進めて行き、今まで通り継続して行くという事になりました。その時の佐藤町長さんと私の違いというのはですね、佐藤町長さんは、ニュアンスの違いだったと表現されました。この後にお話があると思います。私は合併審議の流れに対する視点、それぞれの見る視点が違っておったんだという事で理解したわけですが、つまり私の場合はですね、法定協議会で決定した事項を最終的には各町の議会で審議・決定されるわけですが、これは皆さんも充分お判りの事だと思います。審議していただく過程で、あの事はもう既に決定してしまったのか、という具合に言われたときに私の段階では、これは皆さんが最終審議して決定することですと、私はそういうつもりの事を言ったわけですが、一方の佐藤町長さんは法定協議会の中で決まったことは、それは決定事項であるということです。確かに私はその通りに思っては認識しております。いずれにいたしましても、私たちは9月4日にですね、第14回の4町長会談をもちまして、この事につきましても4町長がお互いに認識を新たにして確認いたしました。そういう事で今後とも地域の幸せと一体化のために協議して、継続して行くことになりましたので、ひとつよろしく願ひいたします。本当に申し訳なく思っております。今後ともよろしくご協議にお参加下さりますようお願い申し上げます、私の挨拶といたします。ありがとうございました。

事務局： はい、それでは続きまして合川町の佐藤町長さんからも一言お願い申し上げます。

佐藤副会長： 今、岸部会長さんから申し上げた通りでありますけども、私から若干申し上げたいと思います。去る8月24日の第10回目に対応につきまして発言させていただきたいと思います。ご承知の通り第10回協議会は、合併協議事項の確認まで予定をされ、これまでの皆さんとの協議の大きなまとめの場となる予定でありました。協議会の話し合いは法的に位置づけられたものであります。何よりもこの地域の未来に対して、私達が果たす責任を示すものとして認識されております。そうした意味でお互いの信頼関係を確かなものにしながら、協議を進めて参りたいとの強い思いから退席という境地に至りましたことに、ご理解をいただければ大変有り難いものだと思っております。なお、協議日程が詰まっている中で今日の協議再開に向けて岸部会長さんはじめ、お2

人の町長さん方、そして関係者の皆様方から様々にご尽力をいただきましたことに心から御礼を申し上げたいと思います。改めまして前回にお集まりいただいた委員の皆様方には、大変失礼になりました事を心からお詫びを申し上げて、私の言葉に代えさせていただきますたいと思います。

事務局： はい、ありがとうございます。それでは恒例によりまして出席状況をお知らせ申し上げます。本日は欠席されてる委員の方はございません。従いまして全員出席という事でございまして、11回の本協議会も成立いたしますことをご報告申し上げます。続きまして、資料の方の確認をさせていただきます。最初に本日テーブルの方に配布しております資料でございますが、ひとつ次第がございます。次に資料のナンバー1という事で、後ほどご説明申し上げますが、まちづくり資料の差し替えという事でペーパーを差し上げております。それから56号で審議・協議されます病院事業についての資料についても、後ろの方に正誤表を添付してございますけども、若干の資料の訂正があるという事で皆様の方に配布しております。よろしくお願いいいたします。後は前回の会議資料をそのまま用いますので、あらかじめご確認申し上げます。皆さんご持参の事と思っておりますけども、協議第23号の一部事務組合等の取扱いについては継続協議です。それから同じく継続協議の第28号国民健康保険の取扱いについて、それから継続事業となります、46号の高齢者福祉事業というのがございます。それと本日提案してそれからご協議いただきます57号の合併協定書(案)についてというのがあると思っております。それから報告の第19号として、電算システムの統合についてという資料もあると思っております。あとその他になりますが、合併協定項目の確認についてという事で第47号で提示がありました、児童福祉事業についての一部確認という事で資料も差し上げてございます。資料につきましては以上でございます。こちらの方で予備の方もございますので、もしお忘れになった方とか、そのようなことがございますればお申し出いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。はい、そうすればそういう事でご確認願いたいと思います。それでは引き続き、今度は岸部会長にマイクをお渡しいたしまして、協議の進行をよろしくお願い申し上げます。

岸部会長： はい、それでは本日の協議に入りたいと思います。協議に入る前に本日の協議会の会議録署名委員をご指名いたしたいと思っております。開催地の委員の方で2号委員と3号委員の方という具合に取り決めをしておりますので、2号委員の和田三九郎委員に願いいいたします。それから3号委員の鈴木孝子委員によりしく願いいいたします。それでは最初に、協議の第44号、新市まちづくり計画について入りたいと思っております。

事務局の方からご説明願います。

事務局： それでは、協議第44号の新市まちづくり計画、これについての資料を見ていただきたいと思います。差し替え分の資料も合わせてお願いしたいと思います。本日お渡しいたしました資料1といたしまして、新市まちづくり等の正誤表及び差し替え資料がございます。数字の訂正でございますけども、端数処理の関係で平成20年度の歳入・歳出に差が出た事によるものでございます。正誤表の1の1点目については62ページの市新市財政計画の歳出の20年度、積立金の391を290になりました。同じく歳出、合計のところでは19736が19735と訂正になるものでございます。2点目は新市まちづくり計画（財政計画）ですけれども、その参考資料のA3版の方でございます。歳出の20年度積立金のうち通常分のなかで148が150に、同じく合併特別債分の方で240を242に訂正するものであります。すませんが、よろしくお願ひしたいと思います。それで新市まちづくり計画につきましては今までに県との内協議が終了したことから、先の協議会で説明した第1章から第6章及び第8章を除いてご説明したいと思います。56ページの第7章でございますけども、その中に「新市における秋田県事業の推進について」と載っております。これが県との協議で最終的に県の方の事業という事で決まったわけでございます。それで1が農林業の振興の関係事業。それから2つ目が交通ネットワークの整備の関係の事業、それから3つ目が自然環境の保全の関係事業の各項目を載せております。これが県が主体となる事業でございますけども、そういう形で県の方から指定されたわけでございます。62ページの第9章の市新市財政計画で変更のみのものについて若干ご説明したいと思います。62ページをひとつ見て下さい。この中で前提条件につきましては、鷹巣阿仁地域市町村圏組合及び公立合川高等学校組合を解散し新市に引き継ぐものという設定をしております。この中で歳入でございますけども地方税についてはほぼ同じでございます。で、2つ目の中では譲与税等は、地方譲与税について合併前3年間の平均を見込んで見たわけですので、平成16年度を基準に人口の減少を考慮して見込んだこのような変更でございます。地方特別交付金、それから地方交付税については、ほぼ同じ状況です。それから負担金及び分担金については、一部事務組合の4町の負担分が減額したことによる変更です。国庫支出金・県支出金については経常経費相当分の割合変更や、普通建設事業の減による変更でございます。地方債については普通建設事業の記載の額の減少による変更となります。その他の項目については同じでございます。歳出でございますが、人件費、物件費、維持補修費については一部事務組合分を加算したためによる変更でございます。扶助費についてはほぼ同じでございます。補助費等については一部事務組合の4町負担相当額を減少

したためによる変更となります。それから普通建設事業費については、合併特例債事業を10年間で約145億円から約158億円に事業費を変更したことによりまして、普通建設事業についての事業費を毎年7億円から毎年5億円による変更でございます。公債費については一部事務組合分を加算したことによる変更となっております。その他の数値については同じです。以上でございますけども、この内容でご確認出来れば県との正式な協議に入ることとなります。参考資料としては合併後20年間の財政計画を添付しております。この寄附金残額については平成16年度以前分については見込んでおりません。以上、このような形となりますので、よろしくご協議の程をお願い申し上げます。

岸部会長： 只今の新市まちづくり計画につきまして皆さんからご意見を賜りたいと思います。

岸部会長： はい、どうぞ小林委員さん。

阿仁町小林委員： 継続協議事項になってますね。何度かやって来ましたがこれが最終案というとならえ方でいいのか、今後更に県との協議で若干変わっていくのか、その辺のところを教えてください。

岸部会長： はい。事務局の方からお願いします。

事務局： はい、このまちづくり計画が最終案でございます。

岸部会長： 他にございませんでしょうか。はい、庄司委員さんどうぞ。

森吉町庄司委員： 普通建設事業費が145億円から158億円となり、13億円増えました。この13億円増えた中身というのは何でしょうか。それとですね、もうひとつは今一部事務組合の関係での説明もあったのですが、例えば個別に、例えば公立合川高校の存続の関係ですが、まあ新市に引き継ぐという事になってるわけですが、例えば引き継いだ後の財政的な問題などこうした改築等を含めてこの財政計画の中に入ってるかどうか、まずこの2点についてお願いします。

岸部会長： 事務局の方から。

事務局： はい、普通建設事業につきましては、皆様の方からやりたいという事業がいっぱいありました。その中でどれだけ出きるかという事を精査しまして前の時はちょっときつめにやったんですけども、その後県との協議の中でもうちょっと若干余裕があるんじゃないかということで、この横の表を見ていただきますと経常収支比率とか公債費比率、起債制限比率これらの数字を記載しておりますけども、この数字を見ましてもうちょっと出来るのではないかという事で、若干増やしたところです。実際、どの事業を増やしたかと言いますと、固定的な事業はございませんで、合併特例債につきましては追加した事業としまして消防の再編を検討したいと、まだ確定はしておりませんが検討したいという事でしたので、県の方に相談したところ、それだったら実現となったらお金が必要でしょからその分も、いわゆるその時の場合として見ていて下さいと言うことで、消防は入れさせていただきました。その他につきましては、実施できる上限まで盛った形を取っております。以上でございます。

岸部会長： よろしゅうございますでしょうか。

事務局： 合川高校の件につきましてはこれから、県の方の動きもございませし、こちらの方の動きもございませけれどもこの合併協の中で新市に引き継ぐという形を決めてございませるので、運営経費、これにつきましては現状どおりのままで横に引っぱってというか、ずっと見ているという形でございませ。県の方とも相談したところ、県の方の計画もはっきり確定しておりませないので、合川高校についてどのように考えてるかという中で、新市に引き継ぐことは確定したという事で、その後については新市で検討するという事になってますということで、話をしたところ運営経費についてはずっと見ててという形を、指導を受けております。あと改築経費につきましていわゆる建て替えと言いますか、そういう形については現在のところは見ておりませ。以上でございます。

岸部会長： よろしいでしょうか。はい、桜井委員。

森吉町桜井委員： 森吉の桜井です。最終案だということですので、私の方からちょっと提案申し上げたいと思います。新庁舎と病院の位置が大野台の3町の交わる場所とありますが、これはいわゆる新市の一体化あるいは都市機能などのそういうものを勘案した素晴らしいエリアの構築だと思っておるわけでありませ、なんせこの法定協というのは調整機能とか計画作成、あるいは一定の方向を定めるという事でありませ、最終的な拘束力は無いわけでありませ。そういう事からするとですね、計画では新市庁

は10年後に建設するという事になっておるわけでありますが、10年後になると今ここに在る我々議員、あるいは市長さん達が果たしてこれらの職についているかどうか分からない。そういう事から考えると、この法定協で合意したことが反古になるという可能性もあるなと非常に心配しております。それで合川の町長さんも前に新庁舎が新市のシンボルだと、象徴だという話もされておったのでありまして、私もこれは後でしこりを残さないためにもね、在任特例の期間中に建設の基本計画とかそういうのをやっぱり、場所とかを決めておくのが私はベターでないかとそう思うわけですが、この点について皆さんの考え方がどうなのかという事を会長の方から諮ってもらえませんか。

岸部会長： 分かりました。今桜井委員さんの方からこの新市の庁舎の建築場所につきまして、これは新市になってから在任特例期間、つまり18年の3月31日までの間に皆さんで決めたらどうかという今ご提案でございますけど皆さんいかがでしょうか。はい、清水委員。

鷹巣町清水委員： 鷹巣の清水です。今、桜井さんから提案ありましたけど私は大賛成です。実は今、鷹巣の町でも非常にこれが議論となっております。やっぱり我々議員はともかくとして、一般の人には、なかなか分かり難いこととして、今また22日もその集会があるわけですが、私は最終的には今、桜井さんが言ったようにですね、特例の期間内にこの問題再検討するという事を1項目つけていただきたいという提案もしたいと思って、実は今日考えてきました。もし、そうだとするならば今までに話し合われている3町の接点付近というものをそのままにして1つ付け加えるか、あるいは白紙の状態でそういう決定をなさるか、私はその2つを提案したいと思います。

岸部会長： 今、最初のもあるわけで、空港の南側3町の接するところを中心に考えるということもひとつある、それを入れますと3つという事になるわけですが、いかがでございますでしょうか。はい、和田委員どうぞ。

合川町和田委員： 例えばですね、58ページの中にあります第8章の公共施設の関連ですけれども、その文言の関係で、「新庁舎については当分の間現行の」との文言ですが、その後に来ました合併協定書57号になるわけですが、その内容を見て考えております。それでなお、新しく秋田北空港の3町に交わるという事でございますけれども、文言から行きますと、まちづくり計画と協定書とは文章が同じでなければならぬのではないかなという感じを持っております。そこら辺をきちっとしておかなければ

ばいけないと思います。

岸部会長： それは計画案と、それは勿論一体化してないとうまくないと思うし、もしそうなるのであれば直さなくてははいけません。事務局としては、そういうことでいいですね。はい、春日委員さん。

森吉町春日委員： 森吉の春日です。今桜井委員から提案したのは後で紛糾しないようにに在任特例の、1年間のうちに庁舎の建てる位置を決めましょうという提案だったんですが、鷹巣の清水委員から言われたのは全く違うものでありまして、これまで合意したことを白紙にするとか、あるいは別のものを付け加えるとかという提案でしたので、全く意味が違う提案でしたよね。私はそういうふうに取り取りました。だから2つの提案がここで示され、岸部会長が言うように、全体で合意した3町の交わるエリアというのを加えると2つなのか3つなのかよく分からなくなってきましたが、集約しなければこれ逆に混乱するのではないですか。

岸部会長： 分かりました。今説明があったばかりなので、皆さんお判りだと思ったわけですけども、それに私が1つ前に決まったことを付け加えたつもりです。つまり清水委員さんがおっしゃったのは全く白紙にして考えるという事が1つ、それからもう1つは、桜井委員さんと同じだと私は思ってるんですけども在任期間中に決定する。それからもう1つは、最初に決まったもの、この3つだと思いますけど清水委員の方からはそれでよろしいですか、違いますか、どうぞ。

鷹巣町清水委員： 私は前に決定し、合意した地点が3町の交わる地点という事で問題がなければ、私はこれでいきたいと思います。ただ、いま、在任特例期間中いわゆる来年度の1年延びた期間内に協議するという事であったら、やっぱり白紙にしてそういう事でいけばどうなのか、という提案のわけです。だから前に話した、いわゆるこの会で前で皆さん合意した点でいくとすれば私はそれでいいと思います。ただ在任特例中にもう一回検討するという事であれば予定地で拘束することは私は無いと思います。従って、今までに合意した地点という事で私はなんら問題は無いと思うわけですけども。それで問題があって時間がかかり、もし在任特例中に協議をするとすれば白紙にしてやった方がいいのではないかという事です。

岸部会長： はい、桜井委員さんの方はそれで、あの在任期間中にという事でございます

ね。それで、その3つとなるわけですね。じゃ今のお考え方、白紙にするかあるいは在任期間中か、あるいは前の通りにするかというふうな事でございますけど、皆さんのご意見を賜わりたいと思います。

岸部会長： はい、和田委員。マイクをお願いします。

合川町和田委員： 私が誤解を招いたようですけども、例えばさっき言ったように「まちづくり計画」と協定書の中の文言が違っては困ることであるし、そこで一致した中でやらなければ色々と言いか誤解のままでは良くないと思って、ここで確認したいと思ったのです。

岸部会長： はい、それはおっしゃる通りです。

合川町和田委員： 文言が肝心です。

岸部会長： はい、もし今ここで話されてですね、変わりますとそちらの方も直さなくちゃならないと思っておりますので。はい、どうぞ。

合川町成田委員： 合川の成田です。いまの問題がもし在任特例期間中に、例えば白紙にするという事になりますと、まちづくり計画そのものを全面的に変えていかなければ駄目だと、財政計画もこの基本も全部変えていかなければ駄目だという問題点が発生するんじゃないかと思えます。従いまして、当初から皆さんが合意した、現在合意した事項で行かないとこの問題は尾を引いていくんじゃないかと思えます。確かに桜井さんが話されるような問題は最終決定が議会決定ですので、その危険性が無いとは言えないと思えます。しかし、やはり皆さん方が各町村の代表で来ている以上はその確認をしっかりとすることによって、この在任期間中に各議員さんが良識と見識に基づいて判断してもらえば、私はおのずから方向性が決まるんじゃないかなと思っておりますので、原案で私は賛成したいと思っております。

岸部会長： ありがとうございます。他にご意見ございませんか。

岸部会長： はい、庄司委員どうぞ。

森吉町庄司委員： 桜井さんもいずれそれを認めながら、具体的に決めたらどうですかと言う意見であると思います。桜井さんの意見はですね。成田さんはその通りの意見だようですが。私はやっぱりそれは忠実に履行するというこれやっぱり当然なわけです。ですから私はこの協定書案にある、やはり空港南側の3町が接する所を中心とするこの案文でいいと思います。ただ、いわゆる前回の問題等もありますので、これ出来るだけ早くどここの何番地と認知するとすればですね、やっぱり在任期間中なり、例えば庁舎建設や病院の関係もあると思うんですが、そういうためのプロジェクトチームなるものを作って具体的に検討するということは、新市になってからそういう意見も出ると思いますので、私はそこで検討してもいいだろうと思います。それからこの協定書にあるせっかっく出ているこの案で承認いただいて、それぞれが忠実に守るとというのが考え方の認識があれば、私はこれでいいと思います。

岸部会長： はい。他にご意見ございますか。はい、どうぞ佐藤委員どうぞ。

合川町佐藤（吉）委員： 桜井さん、うちの方の成田さんと全く同じ意見でございます。やはり今までこの法定協議会で色々議論をしてですね、このように決定したわけです。ですからこれに賛成ですが、昨今の色々なマスコミを見ますと色んな報道があるわけです。ですから誤解を招くと思うんです。よって、いや、まだここにいた皆さん方ですね、やっぱり一致した意見でもって、ここだという事で協定書を承認しようという事で、今は「まちづくり計画」を承認するという事であれば、このままの3町の交わる地点という事で確認していただければ結構だと思います。

岸部会長： 他にご意見ございませんでしょうか。最初の原案でいいのではないかという事でございますが。

岸部会長： 分かりました。よろしいございますか。じゃ、どうぞ簾内委員。

鷹巣町簾内委員： 鷹巣町の簾内です。今、鷹巣町の議長が白紙に戻すようなことを、そういうのもひとつの案じゃないかと言ったので、鷹巣町が全部そうだと思うれば困るので、念のために発言させてもらいます。私はやっぱり「まちづくり計画」ということで、協議会で合意されたことはやっぱり大切なので守っていくと言うのが筋だと思います。在任特例期間中に話し合いをして行くと言うのは、在任特例期間中はそれはそれで話題にすればいいことで、やっぱり今、我々協議会の委員が話し合いで決めて、決まっ

たともう合意する寸前まで来てるのは合意した方がいいのではないかと言うので、他の在任期間中に決めるとか、それから場合によっては白紙に戻して、と言うのはやっぱりなじまないと思います。従って、今のままでいいのではないかという事です。

岸部会長： 皆さん、前に決定した通りでいいのではないかという意見が大勢のように思いますがどうかですか。よろしいですか。それではそのように決定させていただきませう。ありがとうございます。それでは他にございませんでしょうか。はい、佐藤委員どうぞ。

合川町佐藤（吉）委員： 先程、合川高校の問題です、話が合ったわけですが。運営費は見ておりますという事ですが、改築等は新市建設計画の財政計画の中に載ってないという発言であったのではないのでしょうか。

岸部会長： 事務局の方から。

事務局： 建て替えの経費はみてございません。

合川町佐藤（吉）委員： 立て替えじゃ無くですね、施設整備等のように改築は見るんじゃないですか。

事務局： 通常の修繕費等はございます。

岸部会長： 分かりました。他にございませんか。このまちづくり計画案というのは一番大事になります。小林委員さんどうぞ。

阿仁町小林委員： 阿仁町の小林です。この計画を見てですね、個別の具体的な事業名は殆ど上がってきてないですね。その辺のところは我々もしかり、町民の方も知りたいんですけど、それは今の段階ではちょっと上げるのは厳しいと知ってますけど、うちの方ではこれまであったまちづくりの、例えば過疎計画のなかで、やられなかった事業は総て押し上げて、全部新市に移管だって町長の説明を受けてるわけです。その中にはなかなか厳しい事業も、先送りするしかない事業もありますけど、今、事務局では一通り精査して出したと言ってますので、そうすれば阿仁の方から上げていった総ての事業が精査する段階で振り落とされているのか、また、振り落とされていくのかですね、その

辺のところを説明いただきたいと思います。

岸部会長： 色んな事業を新市に引き継ぐという文語になっておりますが、それは新市に引き継いで、いざその事業を実施するという時には、また当然のように審議されるものと私は思ってますけども、その辺のところを事務局の方から。

事務局： 精査した段階で皆さんの各町の方から上がってきた事業につきまして、これはいらないだろうと切った事業というのは取り敢えずございません。上げられた事業の中で、ただ10年間の中で出来ると約束したものは先程申しました大きな事業につきましては、載せてございますけども、小さな事業につきましては、順番等につきましては新市において考えて行こうという事にしてございます。その他に合併特例債事業につきましても確実なことは言えないのは、それが合併特例債として果たして、きちっと認められるのか、新市のまちづくりのために本当に必要だと位置づけられるのか、というのもその省庁の方に実際お金借りに行く段階で聞かないと、いわゆる落ちることもございます。それから通常の事業でも補助金等が入ってございますので補助金等の採択の順番によりまして動いて行くことがございます。そして、ここで名前を出しますと、何か確定したものというふうに捉えると大変困りますので、主だった事業について、今から動いておる事業につきましては先程申しました通り病院、庁舎等につきましては発言させていただきましては済みませんが、残りにつきましては今のところどっちが先と、先に発言することが出来ませんので、その辺はご了承願いたいと思います。以上でございます。

岸部会長： よろしゅうございますか。それでは他にございませんでしょうか。はい、佐藤委員どうぞ。

合川町佐藤（吉）委員： 私ばかり話をして申し訳ありませんけども、今まちづくり計画の中にですね病院の整備事業がありますよね。新市病院建設という事です。しかも財政計画にも載っておるようでございますけども、未だ病院事業に関しては協議をして無いわけですね。協議をしないで、このような事業計画がどんどん盛り込まれて行っているということになるんですか。

岸部会長： 事務局の方で説明して下さい。

事務局： この事業もそうですし、あるいは消防署の建設についてもそうでございますけ

ども、計画の段階でいわゆる実際に成るかどうかというものもまた別問題ですけども。計画の段階では合併特例債がつくように、そしてこういう事をやっても市が保つような、保つのかどうかという形を表すために書かせていただいております。実際、病院につきましても病院議会とあるいは管理者等の方で一応の検討しております。消防署につきましても管理者等の中で色んな検討を進めておりますので、その金額等を載せてございます。また新庁舎の建設についても中身の方までには具体的に決まっておりますけれども、建てるという方向で大体の額を載せて、こういうのをやっても新市が保ちますよというのを表すのがこの計画だという事でございます。以上でございます。

岸部会長： ただですね、佐藤委員が今聞いているのはそういう事でなく、ここでまだ審議されてないのを既にまちづくり計画の中にもう、審議が決まったようにですね、載せてる事に対する疑問でございますから、そこを説明下さい。掲載しなきゃならなかったことを説明下さい。

事務局： 病院事業につきましては、これからも県の方への協議、総務省の方の協議と進めて行かして計画が変わっていくことになるかと思っております。新市建設計画につきましては合併前に県の方とも協議しまして、これでも市が保つんだという事を県の方に示しまして新市としての事業を認めて貰うという形を取っております。それで今後のスケジュールを考えますと、うちの方だけでなく他の地区もそうですけど、合併協定項目の1項目として、新市建設計画を上げまして県の方と協議しております。それでも、今後病院につきましてここで止めるとか、そういう結論が出ますと当然県の方に再度計画を持っていきまして、止めることになりましたので財政計画からは外させていただきますという形になりますけど、いずれ県の方に出すには期限がございますし、計画についてもこれから検討されていかれると思っておりますので、今やるとしたら、もしやっただとしても市が保ちますよという形の計画を県の方に提示しているところであります。以上でございます。

岸部会長： 佐藤委員どうぞ。

合川町佐藤（吉）委員： そうしますと今これを、例えば仮にですね、まちづくり計画を承認したという事を各町の議会でそれが異論があって、この問題が否決になったという場合には、まちづくり計画は変更するという事なんですか。

岸部会長： 事務局の方からどうぞ。

事務局： ご存知の通り合併に関する採否については、合併の条件等色々検討しまして最終的な決定は議会の方でございます。ですから合併するしないを含めまして、議会の方の最終議決にかかっています。ここで皆さんの意見が一致して議会の方に行っても、そもそも合併が駄目だということになれば、総てがご破算になりますので、その時はまた新たな方策を探すという事になるかと思えます。合併に関して、その一部分について、議会で反対があったという場合につきましても、当然そうすると議決は否決されるわけですから、また一から検討するという形になるかと思えます。いずれ議会にかかりますと議決で可か否になりますので、その後のあとの検討になるかと思えます。

岸部会長： はい、佐藤委員。

合川町佐藤（吉）委員： ええ、分かりました。そうしますとですね、このまちづくり計画のこの病院建設整備事業についてはですね、合川町としてはまだ結論出せません。という事は、昨日も本会議で合併に関する決議案を全会一致で行っております。その中に病院関係の問題が多々出ております。要するに昨日、一昨日ですか、16日に病院部会から来ていただきまして、色々説明受けたわけなんですけども、理解得る説明が出来なかったわけです。ですから昨日急遽そういうふうな質疑を受けて、よって合川議会としては今後もう少し勉強をして、やはり住民に納得出来るような資料を提出していただきたいと、いうことです。逆に、それを理解するという事になっておりますので、この一部分については、これは私共合川議会としては認めることは出来ません。

岸部会長： 病院事業についてまだ合川町の方ではこれを認めるわけにはいかないの、従ってまちづくり計画そのものも認めるわけにはいかないという事でございますね。そう解釈してよろしいでしょうか。

岸部会長： はい、皆さんいかがでしょうか。この部分については合川町としては同意出来ないという事でございます。はい、庄司委員どうぞ。

森吉町庄司委員： この計画より次の病院事業と関連があるわけですが、いわゆる今日の議題にもなっていますのでですね、そこでやっぱり提案して説明を受けて議論をしてこ

の問題はどうだかというのを、議論してからですね。例えば勿論議会の方はまだまとまっていないようですから、それはそれとして議論したらどうですか。例えば、これはもうまちづくり計画は勿論駄目だというようなことになればですね、今日の日程もまた大変なことになると思うんですよ。ですから議題にもありますので、説明を受けて疑問点をやはり聞くと、この日程では持ち帰って協議すると。それは例えばどこの議会でもあると思うんです。例えば合川さんだけではないと思います。

岸部会長： 確かに今日ですね、最終日程の所に病院事業があるわけでございます。それではそれを終えてからという事にですか。はい、いかがですか。よろしゅうございませうか。じゃ、ここの所部分だけは病院の所は、まずまだというふうな事で、最終的に病院問題が決まった段階でまちづくり計画はそれでいいという事にしてよろしゅうございませうか。分かりました、それではこれおそらく午後の日程の中に入ってくると思いますがそういう事にいたします。それではその他無いとすれば協議の第44号の新市まちづくり計画につきましては一応今の段階の審議を終わりたいと思います。それでは続きまして、協議第23号の一部事務組合等の取扱いについてを審議いたしたいと思います。事務局から説明願います。

事務局： それでは、配布しております協議第23号の一部事務組合等の取扱いの資料の1ページをご覧ください。調整内容の中では2つありまして、1つは鷹巣阿仁広域市町村圏組合及び公立合川高等学校組合については、合併の日の前日をもって解散し、共同処理する事務については、新市で実施するものとし、上小阿仁村との協議によりその事務の一部を受託する方向で調整する。また、一般職の職員については、合併時に新市に引き継ぎ、財産（負債等を含む）の処分については、上小阿仁村との協議により合併時まで調整する。2つ目が森吉外四ヶ町村病院組合及び森吉外二ヶ町村生活環境施設組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入するという2つの項目です。そして下の方の説明資料の中で1番の広域の関係、そして3番が森吉外二ヶ町村生活環境組合。4番目が森吉外四ヶ町村病院組合。で、5番目が公立合川高等学校組合これが今回提案という事で載せております。その2と6、7については前の協議会の方で確認しておる、という事でございますのでそういう点を含めてよろしくご協議の程をお願い申し上げたいと思います。

岸部会長： 事務局より説明ありましたけど、ご意見を伺いたいと思います。和田委員どうぞ。

合川町和田委員： 議会の意向として、こういうふうをお願いしたいわけです。何とか合川高校の市立での存続に対してよろしくをお願いしたいという事、努力していただきたいという事です。昨日決議した事にもございますので、お願いしたいと思っています。

岸部会長： 外にご意見ございませんか。はい、どうぞ山田委員さん。

阿仁町山田(賢)委員： 阿仁町の山田です。私は新聞報道より情報を持っておりません。報道されたものをみた範囲で伺いたいと思います。ひとつには森吉外二カ町村生活環境施設組合の火葬場の問題とそれからゴミ処理の問題ですね。これは阿仁町と鷹巣町の住民には使用させないと、それは頼む人間にはさせるかもしれませんが、現時点においては利用させないとこういうような話し合いになってるわけでしょう。ところでこの施設が行政財産として市に移った場合に、同じ市民でお前達は使ってはならないと、お前は使ってよろしいというような事で、私は地方自治法の精神からいってもそういうような取扱いは変じゃないかと考えるわけです。さっき申し上げたように新聞報道以外の情報を持っておりませんので、それでいいものかどうか。また事務局の方で地方自治法の精神からいって市有財産を、住民に対してお前は使ってよろしい、あなたは使ってならないなんて言うような事が出来るのかどうか法的な考え方があるならばお訊ねしたいと思います。

岸部会長： 事務局の方で法的な考え方について。

事務局： まずひとつ法律的に違法かどうかという話ですと、その様に利用者を限定することも法律的には可能かなという事でございました。で、今おっしゃいました地方自治精神からという事からすれば、当然新市の市民は一体として見るべき、同一的に見るべきでしょうからどうかと思いますけど、一部事務組合には、それぞれ設立された経緯というものもございますので、合併に伴う一時期の調整という事はあり得るのかな、というのが全体としての考えなのかと思っております。

岸部会長： よろしいございますか。はい、山田委員どうぞ。

阿仁町山田(賢)委員： 例えばですよ、このゴミ処理場の場合阿仁町と鷹巣町のゴミを入れれば早く施設が使えなくなると、こういう事も新聞に書いてあるんですよ。駄目になった場合にしからばまたその三か町村で金出し合ってやるというわけで無い、あくま

でも新しい施設が使えなくなる場合には、新しい市の方でやはり建設をしてやっていくべきものだと思うわけです。従ってですね、そういうような狭い感覚で、少し表現が悪いか。そういう意味でやはり私は市民は平等に扱って、その施設が駄目になった場合には、それを別の方に市の方の考え方で建設をして行くというようなことに、持って行くべきではないかなと思います。特に火葬場の使用料の問題についても、鷹巣町がやっておられる方法と、また阿仁町がやっている方法と違うわけですよ。これが同じ市民であるならば森吉外二カ町村のこの施設もですね、やはり同一の扱い方をするような方向に合併協で調整していく課題ではないかと思うわけです。

岸部会長： 森吉の町長さんから一言。

森吉町松橋町長： 私がそちらの方の管理者になっておりますので、お答えさせていただきます。今山田委員さんから出た意見はこの間の環境施設組合の全員協議会で、特に合川町から出てる議員の方々からやっぱり阿仁町も鷹巣町も新しい市の同じ市民だから一緒にこれを利用していきべきじゃないかという強い意見が出されました。そこで色々、時間を掛けて協議いたしました。主として上小阿仁出身の議員から、我々は平成7年からこの施設に8億円という大金をかけて進めてきた。その過程で阿仁町さんにも加入して貰えるように何回も呼び掛けたけども、阿仁町では参加出来ないという事で今、合併の途端にそれを100%利用させなければならぬとは、何となく違和感があるという上小阿仁出身の議員の方々から反論が出ました。そこで合川の佐藤町長からの折衷案で、今の埋め立て地はもう少し、何年と限定出来ませんが満杯になる、その時にでも新しい埋め立て地を作らなければならないので、土地はまだ充分ありますのでその時に、現在の鷹巣町民も阿仁町民も利用出来るようにしたらどうかと、こういう折衷案が出まして皆さんがそれならば現在の鷹巣・阿仁町民から理解が得られるのではないかと、こういうので3町村の生活環境施設組合の議会で決めておりますのでご理解いただきたいと思います。

岸部会長： よろしゅうございますか。はい、山田委員どうぞ。

阿仁町山田（賢）委員： 山田ですけども、この一部事務組合に市に移管した場合、市議会となってから一部事務組合を作るんでしょう。そうすると市議会の問題になるんじゃないかと思うんだけど、その点は事務的にどうでしょうか。

岸部会長： それでは事務局の方からその見解を。

事務局： 一部事務組合、今3町で構成しておりますけども、この合併に伴いまして当然、3町になって鷹巣も阿仁も当然新市になって関係してきますので、この一部事務組合の規約の改正原案は、鷹巣町・阿仁町にも上程しまして新市としてこうしたいとの事を議決を得ることになります。

岸部会長： よろしゅうございますか、はい、どうぞ。

阿仁町山田（賢）委員： そういう事になればですね、私はただストレートに森吉町外二カ町村の決定だと思っておりますけど、新しい市の段階においてですね、大いに議論してこの問題へ意見を述べていきたいなと思うので、これを今この法定協議会でこのまま認めて、この一部事務組合を認める事には、私は賛成出来ないという事をはっきり申し上げておきます。

岸部会長： 他にご意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

森吉町松橋町長： 山田委員さんから強硬な意見が出されましたが、先程私が申し上げた通りの経過であります。今度の環境施設組合の議会でこういう強い意見が、合併協議会で出されたのでなるべく早く、1年でも早くこの市民が利用できる様にしたい方がいいのではないのですかという事を、私から提案しますのでひとつご理解願いたいと思います。

岸部会長： よろしゅうございますか。はい、じゃご理解いただいたものと認めます。他にございませんでしょうか。ございませんか。分かりました。それでは只今の23号につきましてはよろしいと、この通り決定させていただきます。確認いたします。それではそのようにいたします。それでは続きまして第28号の審議を進めたいと思います。事務局の方から説明願います。

事務局： 協議第28号の国民健康保険事業の取扱いでございます。前に配布している資料の1ページの調整内容をひとつ見て下さるようお願いしたいと思います。この継続協議になっておりますこの一部の中の1番の関係でございます。国民健康保険税の税率等については、合併後3年以内に均一化されるように段階的に調整するという内容で提

案いたしたいと思います。合併後の平成17年度の税率や賦課方式については、各町の現行の制度のまま不均一課税にすることをまず考えております。その後は急激に負担が増えないように、段階的な激変緩和になるように3年以内に図っていきたいという内容でございます。県内のその他の協議会の中でも14ページ、17ページに書いてある通り現状では合併後の資産が難しいことや、急激な税金負担の増加を避けるなどの理由で不均一課税を採用するところが多く見られます。また3ページでございますけれども国民健康保険運営協議会の委員定数でございます。これについては委員定数は9名以内とする。内訳としては被保険者代表が3名以内、医薬剤師が3名以内、公益代表が3名以内、そして再度まずご協議して下さいという事で、提案をして行きたいと思います。これについては7月1日行いました第7回協議会では、国民健康保険運営協議会については合併時に統一を図る、としていました。詳細な調整項目といたしましては、委員定数について構成については鷹巣町が2名ずつ合川・森吉・阿仁の3町が1名ずつの合計15名とするという内容ございました。で、その後県内の各合併協議会のこの委員の定数が、具体的に色々確認されてきたわけです。その中でもやっぱりそれぞれの委員が3名で合計9名というところが非常に多くなってきております。人口30万の秋田市でも3名ずつの9人となっているところがございます。これについても県に問い合わせたところ、自治体の規模から言っても人口4万人で15人とは多すぎるような気がするということでもございました。また、旧町単位で委員を選出するということに対しても、会の運営からしても、それらの地域に捕われる必要も無いのではないかという事もありまして、この様な変更としたいというのが主な概要でありますので、よろしくご協議の程お願い申し上げたいと思います。

岸部会長： 今、事務局から説明があったわけですが、ご意見を賜りたいと思います。はい、どうぞ成田委員さん。

合川町成田委員： 合川町の成田です。今事務局から国民健康運営協議会の委員数についてご報告がありましたが、調整項目の1番最初に合併後3年以内に均一化すると、段階的に均一化という事が前提になっております。色々問題があるのは、やはり各町村の課税問題が複雑だからと3年の経緯を経て均一化するという考え方に達するべきじゃないかと考えています。従いまして、提案ですが、被保険者代表を4名、公益代表4名、医薬剤師3名で計11名を提案したいと思いますので、ご協議お願いします。

岸部会長： はい。只今11名の委員でいいのではないかという事でございますけど、い

かがでございますでしょうか。はい、小林委員どうぞ。

阿仁町小林委員： 前回と大幅に変わっているのは地域代表が明確化されていないということですね。でも合川さんの4名というのは、やっぱり地域を考えるべきだという事が背景にあると思いますので、私はやっぱり当初の段階では地域性というものを考慮しながら、やって欲しい9人でもいいからやって欲しい。ただ9人としめすと4町からのバランスという事に矛盾しますので、合川さんのそういう提案ありましたと思いますけど、人数はともかくとしめしても地域性というものを十分に反映した構成にして欲しいと思います。

岸部会長： はい、分かりました。先程の成田委員の方からの提案であります11名というのはいかがでございますでしょうか。

岸部会長： 賛成という声がありました。皆さんよろしいですかそれで。無しというご発言もあります。よろしいですか、無ければそれで確認いたしたいと思えますけども。調整内容はこれでよろしいですね。異議が無いようでございますので、そのように確認させていただきますが、はい、どうぞ。

森吉町春日委員： 今、運協の委員の話だけだと思ってたんですが、そんなことよりもですね、国保税を不均一課税するという事は大問題だと思うんです。ひとつの行政で北秋田市の中にあって税率が違うんですよ。こんな馬鹿なことは無いと思うんです。憲法に保障されてますよね、法の下に平等だと、それから負担は公平でなければならないわけです。それが鷹巣、合川、森吉、阿仁それぞれ税率が違うって事はおかしい、ましてこれは目的税ですよ。それを税率変えたまま不均一課税だなんてとんでもない。私は大反対です。

岸部会長： 事務局の方でもう一度今の経緯について説明して下さい。

事務局： 春日委員がおっしゃる通り、法律のあるいは地方税の原則は地域住民、同じく扱うという事でございます。ただ、合併時において格差がございますので、そのための激変緩和という事で合併特例法の中で5年間に限って不均一課税を認めるというふうになってございます。問題なのは激変緩和、差があるかという事でございます、それが明確に出せないものですから、新市において計算段階でその差が大きい場合、激変緩

和の措置を取らざるを得ないのではないかなと、今の段階で税金を合わせますと言って、例えば5万円、10万円多くなる人が出てきますと大変なことになりますので、そういう形で提案させていただいております。

岸部会長： はい、春日委員どうぞ。

森吉町春日委員： 今、事務局次長が言ったのは、もしこの協議会で調整が出来ない場合の話ですよね。本来は合併までに調整して統一しなければならないですよ。合併の基本方針は負担は低く、サービスは高くじゃないんですか。まず第一に統一する。それから数年あるいは場合によってはもっと掛かるかも知れませんが、段階的に低い方にまず最初設定して、段々上げて行くというような措置をとるのが当然だと思うんですよ。私はそう思います。確か最初の案は不均一課税じゃ無かったはずですよ。どうして急に変わったんですか。

岸部会長： その経過につきまして事務局の方から。均一課税にしなかった理由について、先程も説明はあったわけですが十分でないということです。

事務局： うちの方でも他の合併協にも色々事情を問い合わせてみました。そうしたところ、うちの方も来年度の試算が出来ないって事です。他の方はどういう形の試算したのかなと聞きましたところ、やはり出来なかったという事で、結果として、もし実施した場合、どんと差が出たら大変なことになるという事で段階的にやるというふうに聞いております。ちなみに湯沢市さんとか、それから他の町村で来年からというところも若干ありますけども、聞いて見たところ合併協議会が早く始まりましたものですから、平成16年度の段階で一応の今回の16年度の課税の時に、既に合併を見越した形の一定の試算をして税率を若干変えているという話も聞いてございます。結局、準備期間がある程度無いと若干怖いなと思ひまして、こういう提案をさせていただきました。以上でございます。

岸部会長： いかがでございますか。はい、どうぞ。

森吉町春日委員： あのですね、やはり市民は平等で無ければならないんですよ。例えばですね、鷹巣の地域から一番高い森吉や阿仁に仕事の都合で引っ越したとします。その人々はどうしますか。これ、例えばの話ですが。やはり同じ行政区域の中でしたら同じ

でなきゃならないですよ。基本原則ですよ。確か専門部会では、均一課税だったんじゃないですか、どうして不均一課税に変わったんですか。事務当局の調整では均一課税だったんでしょう。調整のプロが考えたのは確か均一課税だったんですよ。それが最後にこういうふうになっているんですよ、おかしいんですよ。どうしても変えられないと言ったたら、こういう方法があるんですよ。合法的な対抗措置があります。それぞれの町村が低い方に合わせて税率を改正するんです。例えばですね、この案が提案されてから阿仁町さんは高かったんで、6月の補正で税率変えてますよね、改正しましたよね。だから同じように鷹巣に合わせて全部下げれば低くなりますよね。そうした場合に何らこれを止める術は無いんじゃないですか。例えばの話ですけどね。税金が高いところと低いところが出るということはそれだけ大変な事なんです。是非、考え直してもらいたい。

岸部会長： この部会長さんの意見をちょっと聞きたいと思うんですけども、今日来ていますか。

岸部会長： それでは、お願いします。

住民専門部会： 専門部長の寺田と言います。只今、春日委員のお話ですけど、国保税は目的税になっておりますので、医療費の2分の1を国保税で賄うことになります。ですので、今のお話ですと4町を一番低いところの税率に合わせるという事になればですね、医療費の2分の1を補填できるかという疑問がございます。

森吉町春日委員： それはそうですけどもね、そうすれば北秋田市4万2千の人口になってから鷹巣地域だとか、合川地域だとか森吉地域とか阿仁地域って国保の特別会計を別々に作るんですか、そうじゃ無いんでしょ。

住民専門部会： 専門部会で話し合ったのは確かにその件もお話になりました。というのは同じ市にありながら編入した方、地域によって税額が違くと非常に問題があるし、地域間の異動に伴って税額が変わるという事これも市民が混乱するものではないかという事と、事務の煩雑化から考えて均一課税が基本的には望ましいという事でございますけども、ただ国民健康保険税は目的税でありますからこれを調整するとすれば、4町の内、必ず国保税の上がる町と下がる町があります。結局そういうところで激変緩和という形で3年間の間に調整をすればどうかというところでございまして、専門部会、分

科会としましては市民の理解が得ることが出来れば均一課税は望ましいというところで話はされております。以上です。

森吉町春日委員： 私達でさえ理解出来ないんですから、おそらく住民は理解できないと思いますよ。差があるんですからね。

岸部会長： 春日委員以外の方から皆さんの意見を聞きたいと思います。はい檜森委員の方から。

鷹巣町檜森委員： 社会保険の健保に入ってるんで、国民健康保険というのは私の親父が入って以来、大変分からなかったわけですけど。資産があれば病気はしないものですか、保険料に関係するんですか資産と保険料。本来の話をお聞きします。これ素朴な疑問なんです。税のとりかかりですからこれどうでもいいですが、資産と病気が関係あるものですか。というのはよその市を見た場合に収入が在るせいか分かりませんが、資産割は無いんですね。また素朴な疑問です、ひとつ教えて下さい。

岸部会長： 事務局で分かりますか、病気に係る資産関係です。

国保分科会： 合川町の職員の疋田と申します。今の資産割の件についての解答です。一応分科会の方で話し合った時点でも資産割を除く3方式が望ましいのでは無いかというふうには提案はしております。その際の理由ですが、現行では強制するものではありませんが、人口5万人程度の市であれば3方式が望ましい。人口2万人以下の町村であれば4方式が望ましいのではないかと国の方から、モデルとしては提案があります。その理由としまして資産割は固定資産税の額に応じて、勿論のことですけど試算されるわけですけども、商店街と農村部では大分固定資産税額に開きがあります。当初この法律が出来た時代というのは資産というのは売買き、所得に近いような土地が値上がりしている背景がありましたので、こういう制度が出来たんです。現在土地の値段が上がっていかないような時流になりまして、もともと市の方でも4方式採ってる所が多かったんですが、徐々に3方式の方に移行してきております。

岸部会長： はい、ありがとうございました。はい、どうぞ。

鷹巣町檜森委員： ちなみに資産割というものが国民健康保険税の中で占める割合という

のは何%位ですか。

岸部会長： 事務局の方から。

財務税務専門部会： お答えします。目標値としましては全体の国保税額の10%程度になる税率を定めることとなっております。それで現行ですが、ちょっとお話が変わってしまうかも知れませんが、今持っている資料で説明出来る範囲になります。鷹巣町の場合は資産割を無くした場合には所得割を2.2%上げる必要があります。合川町では資産割を廃した場合に所得割を1.1%上げる必要があります。森吉町の場合、資産割を無くした際に1.3%の所得割を上げる必要があります。阿仁町の場合は資産割を廃した場合に1.5%の所得割を上げる必要があります。それで先程来から詳細な資料が試算するための示せないで、質問があったように思うんですが、単純に所得割、資産割の税率を比較している表でどうしても、例えば合川町は40.3%と資産割が一番高い状態であります。ただ実際に現在の合川町の国保、加入者の資産の状況によりますので、実際に所得割に直した場合に逆に一番少ない比率であるという事で、逆に税率だけの表を比較して載せた場合に誤解が生じるということもありまして、単純に表の比較ではご説明出来ない点がございます。

岸部会長： よろしゅうございますか。資産割についてこれくらいで。最初のが解決されないまま残っておりますので、春日委員の方。よろしいですか。それでは不均一課税につきまして、皆さんからご意見賜わりたいんですけど。はい、成田委員。

合川町成田委員： 合川の成田です。春日委員さんから話されたことは議論的にはまさにその通りで、何らあだこうだと言うことでは無いと私は思ってます。ただ、今やっぱり合併という事に来たときの目的税ですので、例えば低い方に決めていった場合に、次の年から赤字が増えてきたという危険性があります。その場合は、逆に一気に上げなければ駄目だという問題が発生します。そういう問題を少なくして行くという意味で、3年間の中で調整してひとつの方向に行きましょう、というのが今の提案だという事で、理論的には春日委員さんの言うとおりですが、やはり合併というこういう難しい時に出来るだけ旧町村の人々、極端な負担を少なくしていくという考え方に立てば、やはり今の方式で行くしか無いんじゃないかなと私は考えています。

岸部会長： 今のままでというご意見でございますが、3年後に調整して均一化にすると

いう事ですが、ご意見他にございませんか。はい、どうぞ。

阿仁町山田（賢）委員： 阿仁の山田です。その要するに3年後に均一するという事ですけども、3年の間に固定でなくて順次毎月変えてきてその3年後には全部同じにすると、こういう解釈ですよ、確認です。

岸部会長： 他にございませんか。そういう説明です。

阿仁町山田（博）委員： ごもつともです。ですけれどもやっぱり合併というのはいろんな障害っていうか問題を抱えて、それを乗り越えていくんですから一気に、プラスになる人とマイナスになる格差も仕方しょうがないと思います。そういう緩和のためにはやむを得ないというか、それは許容範囲だと考えます。

岸部会長： ありがとうございます。他にご意見ございませんか。はい、小林委員。

阿仁町小林委員： 各町村で相当の開きがあるので、協議してますね。つまり町村によってはそれぞれ高いところがあるという事からすれば、私の質問というと、国保税の複雑さからいって、例えばですね一番下に合わせた場合、他の町村がどの程度高くなるかとかですね、平均に合わせた場合低いところと、高いところと、低くなる逆手から試算を出してみたんでしょうか。というのは、激変緩和措置を講じなければならないほど差があり過ぎるとの表現ですから、その辺のところを出せますか。難しい質問でありますけど。

岸部会長： 持って来ていますか？検討したときの資料、もしや発表出来るなら言って下さい。

事務局： というよりも結局今年度終わりました、来年度の試算でございますので、来年度の医療費等の動向もでございますので、今試算しての数字としては、ちょっと出せないという事です。ただ、先程申し上げた通り、激変が出れば大変なことです、3年以内の激変緩和という事でやらせていただいています。

岸部会長： はい、春日委員。

森吉町春日委員：人口と税率を考えますと、3年以内であろうと最初からであろうと鷹巣の税率を上げるしか無いんですよね。一言で言えば。ちょっとずつ上がるんですよ。だからそれを急激に上げれば困るからという事でしょうが、上げざるを得ないわけですよね。そうになっていくと思うんです。だからその辺の合意を、私達も含めて住民に理解できるような説明を今までしてきたかというところと全くしてませんよね。私は今まで聞いたことがありません。そういう合意や理解が得られるとすれば協議案でも皆さんがいいとすれば、それもそうだなと思うんですが、今までそうした経緯が全く無いんですよね。だからいずれにせよ、低いところは上がるんだよという事をちゃんと示さなきゃならないと思うんです。

岸部会長： それはよく分かります。その通りであります。

森吉町春日委員： 現実はどうでしょう。それをオブラートに包んでなんて言いますかな、「そんなに変えませんか」というような話して歩いたり、あるいは「変わらないよ」と言ったところで、結局は上げざるを得ないから。簡易保険の見直しも出てきますしね、どうしてもこれ抜本的に変わって行くんです。

岸部会長： 他にございませんか。

岸部会長： そういう事は今こちらの方で決まるとですね色々各町でまた審議されながら住民の人達にも徹底していくことと思います。病気しないと一番安くなるわけですので、病気しなくてもいいような医療を早くと思っています。はい、どうぞ。

阿仁町小林委員： 私がさっきなぜそういう事を聞いたかと言いますと、県の統計課の推計書を見ますと、単に町村の平均の国保税額とか、かかった医療費額とかが出ていますね。そういう物が単純にもし出せれば、今の段階で鷹巣の町民一人当たり加入者は、これ位の額とかいうものも出せないのかと聞いてるんですよ。それ見ればですね、3年以内の激変緩和措置が必要ない事とか、端的に分かりますので、そういうもの出せないでしょうね。

岸部会長： 検討はしてみたんですよ。資料から。

事務局： 小林委員のおっしゃる資料は10ページの資料の事でしょうか。一人当たりの

保険税調定額とか、今一人当たり平均するところになりますよと書かせてもらってますけど、この他に今丁度資産税の問題その他色々な問題が出てますけど、そこまで動かすところの階層が残るかと言うのはおしなべての平均を見ますと、こういうふうに6万・7万の世界ですけども、もしかしましてどっかの階層で、何か動かすことによってどんと動かす階層が出てくるかも知れません。そういうのも検討する必要があるのかという事で、激変緩和という事を考えています。

岸部会長： よろしいですか。はい。他にございませんでしょうか。

事務局： よろしいですか議長。先程、運営協議会の構成を4名・4名・3名というお話でしたけども委員の数は同数で無ければならないと言う規程がございますので、そういうふうにはバランスの取れない形は取れないことになっていきますので、もう一度そこをよろしく願いしたいと思います。

岸部会長： 全部4という意見がございますけど、それではそれでよろしいですか。事務局の方としてはよろしいですか。それではそのように訂正させていただきます。他にございませんか。それでは確認いたします。協議第28号につきましては、先程委員の人数を訂正いたしまして、そしてそれでいいというふうな事にします。よろしゅうございますね。はい、じゃそう決定していただきます。それでは続きまして協議第46号となります。高齢者福祉事業について、これを事務局の方で説明して下さい。

事務局： 協議第46号の継続協議で出した資料、2枚の資料でございますけどもその中で部分的な変更という事でございまして、高齢者入浴券及びマッサージ券の助成事業という事でございます。これについて入浴券交付事業については合併時まで調整を図る。それから森吉町はり・灸マッサージ施術費助成事業については合併時に廃止すると、いう文言を継続協議の中で提案したいと思っておりますので、よろしくご協議の程をお願い申し上げます。

岸部会長： 文言の訂正でございますけどいかがでしょうか。これでよろしいですか。はい、それで、よろしいですね。それでは46号につきましてはこの通りに訂正の上、文言を加えてそして決定といたしたいと思っております。続きまして、協議第56号病院事業について調整いたします。事務局の方で説明願います。

事務局： 病院事業の第56号の協議でございますけども、1ページに調整内容が載っております。これが地域医療体制の充足・充実を図るために新病院の建設及び既存病院の形態については、新市において事業計画を策定するという概要で、1ページからこの新市の大まかな概要について載せております。これに基づきまして別紙1から別紙7のお手元の資料について、ここで詳しくご説明申し上げたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

病院専門部会： それでは病院事業について説明いたします。非常に膨大な資料、皆さんに配布なっております。まず最初にこの資料に入る前に我々病院部会としてこの資料を作りましたが、診療報酬改定というのが2年に1回あります。21年4月に開院予定の計画でありますので、21年までという事に関して言えば、もう2回の大幅な診療報酬の改定があります。それによって当然どういふふうになるかによって病院の事業方針というか、そういうのが変わってくるという事を前提に話したいと思っております。それからもう1点はこの資料に基づいて、県ならびに総務省の方にこの資料が上がっていきます。で、最終的には県と、最終的というか今の段階では県と何回と無くこの資料に基づいての点検が行なわれます。この資料を県に示したのは先月の20日であります。その段階でもう間もなく1カ月になろうとしておりますけれども、既に県の方からも何項目かにわたって指摘されてる部分もあります。従ってこれはひとつのたたき台だといふふうに思って聞いていただければいいのかなと、こういうふうに思っております。だから当然この内容については変更はあり得るという事で、理解していただきたいと思っております。それでは資料1-1の方から入っていきます。この1ページ目開けていただければ、医療内容がどういふふうになっているのかなという事でここに載せております。国の方では日本のベッド数は多いと、そのためにベッドを削減しなければ駄目だという方針であります。従って、かつては126万床位の、日本の病院にベッドがあったんですが、今現在100万床割るような状態に、どんどんベッドの削減が進められています。一般病床が主にそうなんですが、それは皆さんもご存知のように、例えばあれ何年前ですか6~7年前ですかね。開業医もベッドたくさん持っておりました、鷹巣も合川も。ところがそういう診療報酬を計算するととてもやっていけないと、開業医や診療所ではベッドを持っていたら、もう赤字で大変だという事から、鷹巣も合川の開業医もベッドを全面的に廃止しました。そういうふうには医療の情勢というのは非常に変わって行っているという内容であります。それをここに書いてあります。で、2の所にはしからば鷹巣・阿仁医療圏、秋田県では8つの医療圏があります。で、その1つが鷹巣・阿仁医療圏と言われている部分であります。県の方からは病院の病床、今度作るときには最高でも40

6床これが限界ですよという指摘されてます。国がそういう進めやるために全国の都道府県でもこういう策定をしております。従って、この406の中には米内沢に「森吉荘」というのがありまして、あそこに100ベッド入っております。その2分の1、50ベッドもその中に入っております。従って、これを50引くと356がここの地域に認められているベッド数であります。そういうことから一般病床が多くても300床、そういうふうな形で我々の計画を作ったというふうに理解していただければいいかなと思っております。次2ページ目に入ります。しからばこの鷹巣・阿仁医療圏どういうふうにやっっていこうとするかということで、真ん中には今度新しく作ろうという市民病院、こういう内容であります。左の上の方に箱で書かれている所に地域医療支援病院という条件があります。今までは紹介率80%無ければ地域医療支援病院は認めません。しかも最低1年間に、それ相当の紹介率のパーセンテージが無ければ認められませんよというふうなのが今までの内容でした。それが今年の7月の22日にこういう内容で、60%以上あるいは30%の逆紹介、これが紹介率の40%以上、逆紹介率が60%以上なければ駄目ですよ、というのが国で決めた施行された内容がこれです。で、その下の項目に関しては地域医療支援病院をやるのであれば最低こういうだけの条件は満たさなさいという内容をこれに載せております。あと真ん中左の真ん中の方には書かれているのが阿仁診療所と合川診療所。それから真ん中上の方には米内沢病院が今後どういうふうになっていくのかという内容で載せております。その他諸々この中に載っておりますので、後でまたゆっくり読んでいただければいいのかなと思っております。続きまして資料の1-2の方に入ります。これは阿仁診療所になりますが1ページ目の方にはこういう内容で、策定にあたってこういう文語を入れながら作った内容であります。2ページ目の方には今度はどういうふうな診療体制でやっっていくのかなという内容を載せています。3ページ目に関しては人員の配布も含めて載せています。それから4ページ目に関しては診療報酬とも含めて、運営が収支見通しでどういうふうになっていくのかという内容で10年間に限ってこれに載せております。この段階では黒字基調という格好でまず作っております。何故黒字なのかという事も含めてなんですが、前の2ページ、3ページの段階を見ていただければ分かると思いますが、大幅な職員の削減を行っております。従って、もう最低ギリギリの人員配置の中でこういう計画をつくったものがこういう内容であります。次1-3今度は合川国保診療所であります。これも阿仁と同じ様な形で2ページ、3ページにそういうふうに書いています。で、収支見通しが4ページの方に載せております。この阿仁もそうなんですが診療単価、特に外来1万円を超えております。これは今現在も大体そういう形で阿仁・合川診療所はなっておりますので、それを基にやっています。しからば米内沢病院も出ていますが、米内沢病院の外来単価

と診療所の外来単価が大幅に違うと、なぜなのかという問題が当然出てきます。これは病院の、診療所の中で薬を処方しているということから、院内処方をやってる病院、あるいは診療所、開院・開業医に関してはこういうふうに単価が高くなります。いわゆる高くなっても出るものが薬品費という事で膨大な金が出るという事の違によるものであります。米内沢に関しては院内処方ですので単価は非常に下がってるという内容です。1 - 4 米内沢病院に入ります。1 ページに関しては3 ページも同じ内容で載せていると。2 ページ、3 ページも同じ内容で載っています。それで4 ページに関してはやっぱり米内沢病院の収支見通しがどうなって行くのか、という事でここで載せているのがそういう内容であります。例えば外来の単価、下から3 番目の方に載っております。わずか3 千9 百円、4 千円いかないという、下げた状態でこれで作ってみました。そういうふうにさっき言ったように単価は院内処方であるか、院外処方であるかによってこういうふうに大幅に違います。あと入院単価については療養病床料が殆どですので1 万4 千円代から始まっております。このデータは、今現在米内沢でやってる療養病床の一人当たりの単価が大体これで同等である、という事からこういう資料を作っております。次の5 ページの方に入りますと、しからば米内沢病院、本当にやっていけるかどうか、という事で資金計画というものを載せております。これに関してもいろいろ後でまた意見が出ると思いますけども、本当に金の回りはどうなのかなという内容でここに載せておりますので、理解出来るかなというふうに思っております。6 ページの方に入りますと、今度は公営企業法であれば町から、あるいは中心になる町から公営企業法に基づいた形での操出金を出さなければいけません。その項目が1 からずっと書いています。こういう項目の内容に沿って、いくらだよという事で出した内容がこれに当たります。今度は1 - 5 の方に入って行きます。今度は新しい病院のことについて載せております。1 ページに関してはいわゆる建設の、作ろうとする基本方針、いわゆる骨格の部分でこれを載せております。この中で1 は目的、2 は初期診療、3 は入院医療それから4 は整備方針、5 に関しては経営方針という事で載せております。ずっと読んでいただければ3 番の所には、出来ればこういう医療をやりたいという項目を1 から1 2 まで載せているという内容になっています。3 の(2)の所これ合川の方の議会に説明に行ったときに、これだけでは文面的に良くないという事でいずれこれも訂正しなければいけないと考えています。次2 ページ目の方に入って行きます。これに関しては前に言ったようにこういう内容の診療科、いわゆる当面2 2 科を頑張ってやればいいのかとそういうふうに考えております。それでドクターの人数、それからそれぞれの職員の配置はこういうふうになりますよという内容で作った内容なのであります。今度3 ページ目の概要に入っていきます。建設の概要事業計画という事で、これの前段上の方は全体の事業費

の内容を載せています。この中の建設工事費 1 平米あたり 2 千万円を目途に作っています。鷹巣の方に行ったときに 2 千万円では出来ない、3 千万円や 4 千万円かかるだろう、という事を言われました。今秋田県の厚生連の方で、来年の 8 月開院で今工事中である雄勝中央病院、これ 1 千 8 百万円台です。入札の結果なんですがね。いずれたとえ 1 千 8 百万円台で出来ていると、更に平鹿総合病院、今建設着工しようという段階までいっているようですが、それも 2 千万円を割っているという内容でありますので、全く無理だという内容なのでは無いのかなと思って 2 千万円、1 平米辺り 2 千万円という内容で計画を作っております。下段の方は財源内容で、しからば国や県いくくらい補助金をくれるだろうと言うことで、まず最低 10 億円は見ればどうかということ、これは県の医務薬価ともいろいろ議論しながら、まず最低でもこれくらいは貰いたい、ということ、10 億円というふうに作っております。後、病院の事業債これがいわゆるまちづくり事業債という事で借りて作る額であります。その他諸々書いてトータルで 8 億 7 千 4 百 5 十 6 万 8 千円くらいという大まかなまず予想というか、そういう計画で今やろうという事になっている内容であります。次 4 ページ目に入ります。今、我々が計画しているのは公設民営という事でその運営形態がどうなるのか、という内容をこれで載せております。真ん中が統合病院。それから左側、下の左側が市立病院。名称を市民病院に統一しようかなと思ってありますが、あと右の方は北秋中央病院とか色々あります。統合病院に関しましては右側の方に移行して、指定管理者制度のこういう方向でやっていると、いう内容であります。この指定管理者制度というのは今年の 9 月に法改正があって、今度はこういう方向にありますよ、と言われた内容に沿って作っております。その指定管理者制度の中でも更に右の方の下の方に行きますと、代行制とかあるいは利用料金制と、そういうふうに分れてきます。我々が今考えてるのは代行制です。それで何故代行制なのかという事に関して言えば交付税が該当になると、これ利用料金制度やっければ交付税が入ってきません。従って、代行制の方が有利だろうと言うふうな立場から代行制の方に進もうという計画であります。今回左のずっと 1 番左の下から 4、5 段目位に職員の身分があります。その職員の身分これを右の方にずっとそのまま目をずらして下さい。合川診療所、阿仁病院、公務員の職員になってます。米内沢病院に関しては一部事務組合の職員であります。これを公務員の派遣法によって最長でも 5 年派遣の方向を検討しています。ここはひとつの選択肢になりますけども、そういう方向で考えています。ここに書いてるのがそういう内容であります。次 5 ページの方に入ります。これもまた職員の配置を列記しているという内容であります。次 6 ページの方に入ります。これはしからば患者さんがどのくらいいるのかという事で、上段が外来患者数それから下段が入院患者数という事を、今までのデータを含めながらこういう患者の獲得と

いうのが、そういう患者を確保することが出来るだろうと、更に鷹巣・阿仁医療圏というのはこの医療圏の外に行って入院している患者が33%以上いると言われてます。これは県の統計であります。だからその中の20%でも30%でもこの新しい病院に、遠くまで行かなくてもかかれる内容にも出来ればいいのかと考えております。次、7ページ目の方に入ります。上段は外来単価の特定という形で載せております。それから下段は入院単価の特定、これも全く、ちょっと高いんじゃないかという事も今まで何回か言われております。確かにそういう一面もあります。ただ、これは基準看護の配置の問題とか、その他入院期間の短縮によって自動的に診療報酬が上がっていくという内容もここで載せております。次8ページの方に入ります。8ページには、大きく言えば4項目一般病院、急性期型の病院、急性期型で支援病院更に右は急性期型の支援病院の(1.5)ってのがあります。この内容というのは入院患者に対して外来患者の最大の診れる数というか、来る患者さんの数が1.5倍いないですよという内容であればこういう点数だと、我々が今計算してこの資料に計算しているのは、急性期その隣の急性期型の支援病院、だからワンランク下がったというかそういう内容で計算をしているという内容であります。次のページ8-1に入りますが、これに関しては、この中に医療体制の概要という事で公設民営病院運営選択という囲みを書いています。真ん中の1番上の方に。これを右側の方になっていくのかなと右の急性期病院それからその下に入ってきて、入院基本料はこうなる。その他の単価はこうなるという事を出したものです。あるいはこれでもいいし真ん中の部分、それに降りてきて、ずっといってもやれると、いう内容の資料であります。これ単価の特定、いわゆるなんでこういうふうな単価が出来るのかという概略であります。次9ページの方に入ります。これが新病院に関しての収支、収益・収支の内容であります。この計画ではこういう内容で初年度に関しては若干の赤字であります。次年度からはまた黒字に転換する。この中の上から、大きく分けて支出の所の(4)原価償却費というのがあります。これ後でまた出ますのでこの額、初年度3億9千3百万円だか、平成22年度は4億と2千万円になりました。これ後でまた出ますのでちょっと頭に入れてもらえばいいかなと思ってます。ここで21年度マイナス1千4百万円何がしの赤字になっております。ところが原価償却というのはどこにも行く金ではありません。ですのでこれが内部留保金として積み重なっていくお金であります。ですので当然1千4百万円何がしの赤字であっても、内部留保金が3億9千万円以上ありますので、これを差し引きすれば病院の運営は充分やっていけると言う内容になります。次のページに行きます。10ページに入っていきますが、いわゆる資金計画でありまして、先程米内沢病院の例にもありますが、そういう内容でこの新病院のみのデータがこの10ページに書いているという事があります。次11ページ、これは米内沢の所

でも触れましたが、いわゆる公営企業会計になりますので、こういう繰出基準に基づいて新しい病院に出して行くという内容であります。あと下から2番目の所では交付税算定額、これ病院があるがために入ってくるお金です。国から入ってきます。まずそれを理解していただければいいのかなと思ってます。次の12ページに入ります。これに関しては、今度は新しい病院をどこに建てるのかという事で、病院部会で色んな国勢調査の人口比、あるいは救急車の搬送回数、あるいは外来患者の状況とか色々なデータ、ここには5項目あります。後で図面出ますがその中で3つ選んでデータを結んでいます。次13ページに関しては、そういう内容で今ある役場庁舎から新しい病院に大体どのくらい距離があって、どのくらいかかるのかという内容などを載せております。今度14ページ図面載ってます。これが14ページに関しては12年の国勢調査、人口比であります。丸の円が小さいという事はそれだけその町で人口が多いという事です。いわゆる人口の逆比例で作った内容の円であります。だから鷹巣町は人口が多いので円が小さくなり、その他の町村は人口比によって段々円が大きくなって行くというような内容であります。これからいくと3町が交わる地点が大体どの辺にあるのかと、いうのを理解していただければいいのかなと思っています。15ページに関して救急車の搬送回数、これ米内沢病院と鷹巣の中央病院載ってます。阿仁病院にも年間何件かあるそうですが、何件かだと、この部類に入らない。それで中央病院と米内沢病院の内容をこれに載せています。この円の重なった部分、これがいわゆる大館能代空港の南側の3町が交わる地点、大体範囲が広いですが重なった部分が、どっちからいっても平等じゃないのかなっていう事で作った内容です。それから次に、外来患者が16ページの方に載っています。これもそういう内容で中央病院、米内沢病院の円の重なる部分からいけば、ほぼ前のデータと合わせながら、平等性からいけばこの場所が適当では無いのかなというふうに分かるのかなと思っています。以上が1-5の資料でございます。それから1-6に入りますがこれに関しては、米内沢病院と平成21年以降、あ22年以降ですね。米内沢と新しい病院に関しては、特別統計の公営いわゆる病院事業会計一本に考えています。従って、この1ページに関しては米内沢と新しい病院の合算したものを載せています。2ページに関して資金計画の中でそれを合算したもの、米内沢と市民病院の合算したものです。それから3ページに関して同じ内容で下から2番目の交付税、国から来るお金そういう内容です。4ページに入ります。新市の病院、いわゆる病院事業会計フローを作ってみました。この病院事業会計というのが新しい市が出来れば、市からの繰出金、さっき言った基準に基づいてお金が入ってきます。また、当然病院には診療報酬が入ってきます。その内容合算するものがこの病院事業会計に入ります。その中にはさっき言ったように米内沢と市民病院が入ってきます。でその下の方に、真ん中辺にいきま

すと、原価償却費が米内沢病院に関しては約4千4百万円。市民病院に関しては4億と2百万円、それが原価償却として残る金であります。その合計が4億4千6百万円プラス繰出金、合わせると5億7千9百万円何がしの金が入ってくると、それでその金を持って企業債償還とかいわゆる新しい病院を作った償還ですね。それから米内沢病院の償還、そういうのを払っていく。そうすればその額が平成22年も想定していますが、2億6千1百万円何がしの金を企業法、病院事業会計として企業債償還に払っていくと、それで残ったのが3億1千8百万円何がしのお金が内部留保金として残るという事があります。次1-7の方に入ります。本当の最後になります。1ページ目はそれぞれ書いた内容をまとめたものであります。2ページ目はこれがやっぱり一番問題になるのかなあと思ってます。というのはこれ職員の配置の問題で今現在の正職員何人いるのかというデータであります。左の方が今現在の人数、平成21年3月末で定年退職される方の数が次の欄に載っています。平成21年4月新しい年度の職員がこの位いると、それを各診療所や新しい病院に振り分けするとこういう人数になる。その次の細かい枠で載っている増減というところ、平成21年4月1日で看護師、上から2番目の看護師に関してはもう既に20名を越える職員が足り無いということになります。右の欄見ますと5年間で平成21年から25年末までの定年退職者が何人いるかというデータを載せています。看護師に関しては毎年こういう人数が定年退職されます。その他検査技師に関しては2年目に3人定年になります。その前増減3人余剰人員として抱えていますので、2年間何とかすれば定年3人いますので、まずギリギリの人数、余剰人員は出ないと。それから事務の方は下から5-6行あたりありますが7名余剰人員が出る予定です。これも2年間すればトータルで6名が定年退職になるという事から、この2年、3年なんとか運営出来できれば余剰人員といわれる部分も大幅に解消出来るだろうと思ってます。それから職員を辞めさせるという事にはいかないことから、当然何らかの医療の拡大と言うか新たな医療と言うか、そういうものも含めて、今後検討しなければいけないだろうというふうに思っています。そういう事の検討の資料であるというふうに理解していただきたい。それから最後に前回渡した資料にこんなにも正誤表ありまして非常に申し訳ないと思っております。それから、新しい病院を作るときに国の方からこういうふうに言われております。とにかく赤字である病院、もしそういう予定であれば企業債は出しませんという事を強く言われてます。従って何としてでも、病院を作るのであれば、赤字は出さないという、結果を作るという内容にせざるを得ないという国の極端に言えば指導が入ってきます。当然それに基づいて県もこれから、詳細な部分に関して我々病院部会に対してあらゆる立場から指導するだろうと思っております。以上でございます。よろしく申し上げます。

岸部会長： はい、只今事務局の方から膨大な資料をかなり要領よく説明していただきましたが、ここでお昼にしたいと思います。1時15分まで休憩いたしたいと思います。よろしく願いいたします。事務局の方から食事の方ご案内お願いします。

事務局： はい、どうもお疲れ様でした。それではお昼という事で会長からご案内の時間までお休みいただきたいと思います。食事の方は、1階和室の方に準備しております。幹事、事務局の皆さんは向かって右側の方に、左側の方には委員の方の食事という事でございますのでお間違えのないようにお座り下さい。よろしく願いいたします。

-----以下、午後の部-----

岸部会長： ご苦労様でございます。それでは、午前中に続きまして、協議に入らせていただきます。協議第56号病院事業についてでございますが、この問題は今非常に大きな問題であると思います。合併に入る以前から、地域医療というような事で色々何年来と課題となってきたわけでございますけれども、ぜひこの地域に立派な医療を作り上げるというふうなことについては、地域の住民の皆さんの願いであり、以前に住民アンケートをとった時でも非常に高い関心でありました。是非ひとつ皆さんで英知を絞っていただいて、地域医療をこの合併の際には是非作り上げたいと願っております。しかし、先程病院部会長の方からご説明がありましたけれども、今、医療というのは色々変化がございます。資料も分厚いものに、たくさんの数字も出ていますが、細かいところまで示すというのはなかなか困難ですので、今日はその方向性につきまして十分審議していただいて、疑問点をたくさん出し合い、これを話し合って進めて行きたいと思います。よろしく願いいたします。早速でございますけれども、先程一通りの部会長の方からの説明がありましたので、ご質問を受けたいと思います。どうぞお願いいたします。

これを協議するに当たって、一通り協議されましたけれども、ひとつ付け加えさせて貰いますと、一番前にありました建設場所ですが、町村にとりましては色々関心がありますけれども、それは先程説明されましたように、人口あるいは救急車、外来数といったようなところから見ますけど、利用する場合の数の逆数を採ったものを半径にいたしまして、重ね合わせたのがこの図面でございます。それでいきますとちょうど先程あのお話が出てございました。空港南側の3町の交わる位置というのが基本的にはその辺に集中するという事でございますので、ひとつ付け加えさせていただきます。

どうぞ皆さん何かご質問ございませんか。はい、千葉委員。

鷹巣町千葉委員： 資料 1 - 1 の 2 ページですね、市立病院のまあ、運営と言いますかね、厚生連に運営を委託という事になっておりますが、その運営委託の費用はどこに記載されているのでしょうか。いくら位をみておられてるのかという事がひとつでございます。それと先程、この市立病院は地域支援病院にいずれは替えられるというお話で、その地域支援病院の概要というか、その役割分担が色々記載されております。それについてもちょっと質問させていただきます。ですから資料とすれば、1 - 5 ですね、ページ順にいきますと、まず最初に 1 ページから救命救急センター。こういう文言があります。その救急救命センターというのは、まあ、よすの県にもあるように聞いておりますがかなり高度な医療の技術を必要とするという、こういうお話を聞いておりますけども、まあ、その辺のところですね、何名ぐらいのお医者さんを確保されようとしているのか。それから から までですね、医療の技術強化というのが載っております。その中に移植医療だとか、臓器移植とかというそういう文言などもございますが、それは例えば臓器移植されるという事になるとすれば、どのレベルを想定されておられるのか、そういうことです。それから 2 ページにいきますと、2 2 科で医師が 3 3 名とこういう事になっておりますが、ずっと最後のまとめの所にいきますと、医師の合計はですね常勤の医師が 3 9 名になっておりますね。ですからその違いはどういう事なのか、3 9 名が正しいとすれば 2 2 科に 3 9 名ですので常勤のお医者さんが居らない科もあるようでございます。その辺についてもお知らせをいただきたい。それから次はですね、4 ページですけども指定管理者制度、その中の代行制の説明ありました。地方公務員の派遣の説明がありましたけども、このことは職員の身分に係わることでですので、それぞれ労働組合の方と合意を得なければならない事項ではないのか。こういうふうに思うんですがその辺のところをですね。それから人口透析の所は前の説明には何かあったような気がしますが、今回の説明の中にはちょっと載っておりませんので、その辺がどうなっておるのか、お聞かせをいただきたいと思います。それから 8 - 1 これは外来の単価の後の、8 - 1 の統合病院が目指す医療体制の概要と言うところに細かく、色々試算の根拠などが書かれています。色々分からない点はあるんですけど、まず平均の在院日数というのが急性期支援病院の所に 1 7 日以下となっておりますが、その前の試算のところでは 1 4 日と書かれていますので、この 1 4 日というのと平均在院日数 1 7 日以下、ま、以下ですから 1 4 も入るといことになるんでしょうけども、その辺の所をどういう関連があるのかということです。それから建設の資金のところ、前に戻りますけども 3 ページになりますね。約 5 6 億円の病院起債、合併特例債が 1 8 億円いくらで約 1 9 億円、こういうふうに財源内訳が書いてあります。これをこの通り理解しますと、病院の事業債も債権ですから、合併特例債から出るのは、1 9 億円で後の病院事業債 5 6 億円は病院事業債とい

うことで別の債権になるから、合わせると、56億円と19億円、19億円はあらかじめ合併特例債に組み込まれておられると思いますので、病院特例債の56億円も市の、新しい市の債務になるという理解でいいのかどうか、その辺をお願いいたします。

岸部会長： 現在千葉委員の方が9つの項目にわたってご質問がありましたが、まず1番の運営委託につきましてを事務局の方でお願いします。

病院専門部会： 運営委託に関しては、診療報酬試算を見れば載っております。59億円何がしという報酬額、入院外来含めてそれが約大体60億円近くなんですが、それを委託費に充てる予定であります。ただし必要な部分を出来るだけそちらの方に、例えば運営費に関してのものとかそういうものやっていると、大体それに近い、60億円に近い額を考えています。それがまずひとつ。それから地域医療機関の役割の中で救命救急センター、高度医療であるだろうと、大体何人くらい確保出来るのかという問題もあります。その問題に関しましては、特にこの鷹巣阿仁地域に関しては三大疾患である心臓病、脳卒中、ガンが、全国平均で秋田県そのものが若干ですが高いですが、その秋田県の中でもこの8医療圏の中でここ鷹巣阿仁医療圏が非常に高いです。県全体の平均よりも鷹巣阿仁医療圏が高いという事でありますので、それに対応出来る救急救命センターということです。特に救急という事で言えば心臓病関係それから脳卒中これが対象になると。これもまた季節によってバラバラであります。やっぱり寒くなる時期、暖かくなる時期の春とかそういうのが非常に増えていますので、まず平均すればいくらなのかと言う問題も出てきますけど、まずレベルの多いそちらの方に合わせれば2~3人のそういう患者は来るのではないかと考えていますけど、その具体的なデータは作っておりません。それがまず2つ目です。それから臓器移植の問題では会長の方が詳しいので後で述べさせてもらいます。ドクターの問題でありますけど、まずここに書いてあるのが33名の常勤、7名の臨時というかパートを含めてそういう体制を作りたいというふうに書いています。

(「まとめの方は39名だ」との声)

病院専門部会： ああ、そうですか。申し訳ないです。40名体制という事であります。それから公務員の問題、いわゆる公設民営で、労働組合の方から、承諾受けなきゃいけないんじゃないかと意見がありました。この問題は非常に重要な問題であります。それで県の医務薬事課との話し合いも十分に、十分というか何回かやってます。その中では病院

の統廃合も含めた解体や改造に関しては事情が事情であればやっても問題は無いという事は言われています。ただ、米内沢、阿仁、合川も含めてですが、当然、現在の職員には説得しなければいけないだろうと思います。現在、資料として出しているのは米内沢病院の労働組合はやっております。それから透析であります。この問題に関しては4町長との話し合いも何回か持っております。ここには明文化はされていませんが、新しい病院一カ所でやった方が非常に効率はいいだろうというふうに考えています。ただ町長間の間では各、今ある病院に、もうやっておりますので、出来れば、そういう配置もした方がいいのではないかという意見もあります。これに関しては今後また調整と言うか話し合いの中で、最終的にどうするのかという問題が出るかなと思ってます。それから在院数、14日と言うのは載ってないのではないかと考えてます。今一番短いのが17日で平均在院日数になっています。将来的にはこれが14日になりますよと、国の方でそうしてますよと、更にまた、10日にしますよというのが国の方針です。アメリカの場合は7日、1週間です。そういうふうに、日本の国もアメリカに習ってどんどん在院日数を短縮しようという計画があります。ですから、この資料の中ではあくまでも17日です。平均在院日数17日でその平均在院日数をカウント出来るものと出来ないものもあります。それは病名によって違います。例えば交通事故で入院した場合、殆ど自賠責保険で掛かりますよね。そういうのは在院日数に加えなくてもいいです。それから合川町での説明のときも若干あったんですが、その他、色々な病気で入院、ガン治療とかそういった場合とか項目からいくと21項目あります。そういう患者は大丈夫入れなくていいですよという事ですので、平均在院日数17日でもやろうと思えば出来る可能性はあるというデータであります。それから財政的な建設計画にそれについては担当者の方から説明します。

病院専門部会： 建設計画の中の借入金の関係ですが、病院事業債と掲載される借入金については新たに新市で病院事業会計が作られます。その中で借り入れして病院事業を行って、運営費の中で返していくという形の借入金になります。

岸部会長： あと私の方から話します。救急救命センターについてでございますけど、これは県の方ですね、県北にひとつ、中央それから県南という中での意味合いのものでして、この場合の救急は準三次救急です。三次救急は県にひとつです。秋田大学ですね。そして今の3つの地区にはそれに準ずる様な準三次救急救命センターと言うのが設定される予定でありまして、中央と県南の方はもう確定しておりますが、県北はまだ決まっておりません。県北の場合は能代から鹿角の方まで全体的に28万人位の所をカバー

することになるわけですが、救急医療というのはご承知のように1分1秒の時間が非常に大事です。従いまして、丁度真ん中に位置するこの地区が私は一番いいのじゃないかと思っております。あわせて、これから救急医療というのが非常に大事になります。予防と治療医学が進めば進むほど救急医療が大事になります。ですから私はこれを是非この病院に付けたいと思い、付けるに当たっての建築費や運営費などは県の方からの補助金が十分と言えればおかしいのですが、かなりございます。それから民間の設備費、色々な医療器械が進歩してますのでそういったものに付いても来ております。日赤の例を見ますとそういう形で運営されております。その医師数はと言うと、これは3名と決められてますが、ちなみに日赤の方ですと2名の方が常勤で1名が大学からパートで来ているような状況でございますので、確かにこれは、色々な専門性がかなり強くて非常に少ないのは確かです。でも何とかこれは確保するように努力しなくちゃならないと思っております。その次は人口透析。人工透析は診療科の中には入っておりませんので、ここに出ていないです。国で定める診療科がありますけど入っておりません。従って、治療科といたしましてここに書いていないけども、勿論やるわけです。先程部会長の方からこの病院でやるか、それとも外来でやるかとの話しが出ましたが、人口透析って言うには外来部門ですから、外来の方で私はやるべきでないかなと、適材適所で近くでやれるようにした方がいい。現在行っているのは北秋中央病院で約35～36名の方、それから米内沢では10数名の方がやっておりますけど、それはそのままにした方がいいと思っております。

病院専門部会： 会長、あと臓器移植の件です。

岸部会長： そうですね臓器移植は色々ございます。角膜移植も臓器移植でございますし、それから人口腎臓あるいは心臓移植、肝臓移植など色々ありますが、救急救命センターをやるのには、それは望ましいこととなっております。そういう事もありますので私は、臓器移植と一口に言っても色々な臓器があるわけでございます、これはこの救急に見合ったような臓器移植ができればいいと思っております。人口腎臓くらいまでは出来るのではないかなと思っております。以上でございます。他に何かご質問ございませんか。はい、春日委員どうぞ。

森吉町春日委員： 私は多分この中で病院会計は私だけだと思うので、細かいことは別として診療報酬の会計だとか、国とかのヒアリングにも顔を出しておりますので、基本的な事をお伺いしたいと思います。まず病院はお金があれば建てられるんです。お金の手立

ては別としましてね。しかし問題は医師の確保ができるか出来ないかと言うのは大きなネックだと思います。この計画見ましても、合川と阿仁は市の直営の特別会計の病院にすると、それから米内沢病院と新たに出きる新病院が企業会計、これら2つの会計の中でやる内容ですが、このまとめの所見ますと医師の数が52人ですね、パートも含めてますが。その数もさることながら、今建てようとする病院は急性期の地域支援病院ですから、その診療科目に見合うだけの能力のある医師を確保しなければならないわけです。それからここには出てませんが、北秋中央病院の外来も残るわけですから、それを含めてトータルでかなりのお医者さんを確保しなければならないわけです。ところが現実には医師の確保と言うのは、特にこの東北、北東北では非常に困難です。大学の医局次第で何とでもなると言うような状況でありまして、どこでも医師不足です。従って、この医師の確保がどうなのかという事が、今後この構想の成否を握るものだと思うんですが、その見通しをまず先にお伺いしたいと思います。

岸部会長： それじゃ、私の方からお答えします。おっしゃる通り、非常に医師の確保と言うのは難しいです。ただ、各町にひとつずつビデオを渡しましたが、「クローズアップ現代」ってのを皆さん7月20日に放送されたのを見たでしょうか。「医師は来るか」という番組でした。そこは今私達が考えている医療と同じ事を山形でやっております。置賜総合病院です。皆さんご存知かも知れませんが、つまり4つの分立の病院がいずれもみな赤字で大変だったというのです。しかし、地域ニーズは高度医療を求めるようになってきているというので、それをまとめて今私達がいうところの統合病院をひとつ作った。ベッド数ちょっと忘れましたが、600かいくらかの大きな統合病院です。そこに4つの病院から医師をそちらに集中させたのです。それで19人いるところのひとつの病院があったんですけど、そこは4名に減らした。というふうな事で、70数名の医師でその統合病院をやっていく事にしたというものです。そうしたら、非常に高度医療ができるようになった、そういうことで今度は新たに21名の医師が来たというんですね。その人のインタビューありますけども、その答えは、やはりこれだけの病院になったことで、スタッフもそれから設備もいいという事で、21名増員になりました、というものでした。ですからそういうのを見てもですね、それだけの機能の持った病院になると、医師は十分集まると思っております。今ですね、米内沢も北秋中央病院も苦労しているのは、医師の研修医制度って言うのが今年から始まったからなんです。これは2年前に国の方では発表しました。それを目指して自分の後輩、2年後の後輩が新しい制度に乗っかるというのを見越してですね、私の知っている学生や何人かもそちらの方に、卒業と同時にそういう臨床研修指定病院になるような大きな病院にみんな移ってしま

ったんです。中央病院の例を見ますと3人の医師が研修病院に引っぱられていきました。副院長はじめですね。だからそういう方達も今いなくなってしまった。こういう事もありまして、指導するようなドクターもいないし、いま、研修指定病院始まったから、若いドクターも来ないというのが現状でございます。これは2年間でございますから、18年頃からはですね、段々と終わってでできますので、その頃になりますと医師は出てくると思います。ただしここは地域的に見ても、今おっしゃられたように色んな観点から非常に不利な状況にあります。その時にですね、立派な病院があれば、しかも今のような救命センターも秋田県に3つしかないとか、ここに12の項目が色々述べてありますけど、こういうような高度医療が全部出来るかどうかはかなり疑問ではありますけども、この中で出来るものも入って来るとすればですね、若い方達も来ると思います。ただそれは、その時急だとやっぱり駄目なんです。今からもう早い話、唾をつけておかないと、そのためにはですね、病院がどこに建つのかと、大学に行っているいろいろある如に行って話してきました。そういった中では、今までこの病院、統合してこういう病院にすると行ったけども、私の出身校であり弘前大学に行くと、どこの教授もまたかという顔で笑われるんですよ。今度、合併の協議会の中のひとつとして取り上げる予定であるというふうな事を話したら、早速にも医師は内科の方は一人増やしてくれましたけど、一昨日の話ですけど、皮膚科の医師もそういう事であればというふうな事で話をしてくれました。ですから、何といってもどこの所に病院が建って、中身はこうだよって見えて来ないとなかなか当てにして貰えないんですよ。ですから私としましては、医師のことを考えますと一刻も早く、どこの所にどういう姿のものが建つんだと、診療科はこの位だといったようなのを早く出していただければ医師確保は出来ると確信しています。

森吉町春日委員： 米内沢の病院は勿論のこと、阿仁町さんも合川さんも赤字を大なり小なり抱えておるのですね。これは制度的な問題も含めた地域の人口構成、それから過疎化といったものが起因しているんですが、基本的には診療報酬の改定が一番大きいわけですね。これは、いかんともし難いという事で、やはり統合して生き延びるしかないという事で、5カ町村がこれに合意しまして、議会で統合すべしという事が決定されている折りに、この合併問題が出たからこれが乗っかってるわけですが、基本的には是非そう進めるべきだと思うんです。それで今まではですね、莫大な赤字を抱えた病院で、しかも、やれ止めるの統合するのという悪い情報しかないものですから、当然これお医者さんに来て下さいって言ったって、良い医者来るわけ無いですよ。こういう事からすれば、今の岸部会長が言うのは多分に期待が入ってますね。こういう構想の、こういう病

院を作るという事からいけば確保は今より難しくないということでは理解いたしますが、何としても相手があることですから、それが私は非常に不安に思います、医師の確保で。それから色々な運営形態についてこれまでも議論、それぞれの町村あるいは町村議会で議論して来たんですが、今回提案されたのは全部ひっくるめたひとつの病院じゃなくて、阿仁町立さんが救急ベッドでしたか持って、それから合川さんは無床の外来だけ、米内沢と新病院がひとつの企業会計という事ですので、いわば今までの採算部門であったものが市立病院として残るわけですね。今、色々な試算が出てますが、このような形で推移出来るのかという事がひとつの疑問というか心配の種であります。もう一つは新病院のことで、この説通りに行けば赤字は出さないって言う覚悟でやるっていう事ですけども、万が一という事も考えなければなりません。もし赤字が出た場合の受け皿です。建物を建てるのは市ですが、受け皿となるのは厚生連ですから。厚生連が経営するわけです。で赤字が出た場合にはそれを含めて厚生連が責任を持つといったような体制でないと、私は此処でうんとなかなか言い切れない。各町村の背景があると思うんですが、その2つについてお訊ねします。

岸部会長： 分かりました。質問は3つだと思うんですけども。医師対策、相手は大丈夫かというふうな事ですね。先程ひとつは大まかなことを私言いました。それから私が北秋中央病院に来たときは、昭和45年ですが、医師が私と今、阿仁の院長先生している伴先生と、後はもう1人の先生がいただけでした。それでその時の医師を増やして総合病院まで50年で持っていったんですけど、それはひとつは地元出身の医療関係、医師、それから教授だとかおりましたので、そういう所を伝(つて)として、色々行かまして医師を増やしていった経緯がございます。そういうことから、私は今ですね、これがあ程度話がまとまると、是非地元出身のドクターあるいは学生などそういう人達に今から来るように働きかけをしたいと思っております。それとあと指導するような医師、まあ、その中にもいるわけですけど、そういう学会に行くときよく分かるんですね、学会に参加して聞いてると。ある意味で、人柄も分かるし、こちらに質問したりですね、色々と分かります。そういうふうな事でコネを持って来ますと、当時食道ガンの手術ではもう世界一と言う富山医科薬科大学の教授なんかもいて色々話してあったら、「お前の所に行く」というふうな事で来てくれて、それから色々つながりを持ったり、そういうのがありましたので、私はそういった色々な手立てがあると思います。そういうものからやると私は大丈夫じゃないのかなと、思っておりますけど。それからその次ですね、赤字の原因が診療報酬改訂だと言うけれど、私は必ずしもそう思っておりません。と言いますのは、先程も話したけど今、3人に1人、33%の方がですね地域外に入院して

いるんです。それを連れて来れるようなら十分黒字になると思います。入院を増やしてですね、少なくとも入院料の90%位、87%位でもいいです、それくらい持っていければですね、黒字になると思っています。いかにしてそういう人達をこちらに来てもらうか、しかし非常に今の病院では無理があることは確かです。他の方にいい病院がたくさんありますから。そういう事での赤字対策でいいのではないかと思っています。それから新病院の収支についてでございますけども、赤字になったらどうするという問題です。これは私は交渉の仕方だと思っております。運営を任せるわけですから、どこまでを厚生連の方に任せるか。私は医療というのは今後、私も北秋中央病院から米内沢のいわゆる副管理者として入ったときに非常に戸惑ったのは、医療は必ず赤字になるという皆さんの考え方がどうしても私は良く分からなかったんですけども。これからは良くなると思います。それ何回も言いますが、病院は今度は、私はそれなりの制度に乗った病院とは絶対良くなると思っております。またそれをやれないような市長がいるとすればそれは責任問題。昔そうでしたよね。診療所に医者連れて来なければ、選挙にも影響する位のことはあったけども。そういう事が私は出てくるような気がします。折角、先程も言ったように地域的に見れば非常にいい地域ですから、そこに立派な医療を作るという事は、単にこの地域の人だけじゃなくて余所からも来る。ひとつの医療というのは産業になる、私はそう思っています。以上ですけど他に何かご質問ありましたら。はい、どうぞ。

森吉町春日委員： 岸部会長が言うのはこれもよし、あれもよしで、岸部マジックって私名前付けるんですが、何となくそんな雰囲気引き込まれて良さそうだなという感じをみんな受けてしまうんですが、良い面を取ればそうかも知れませんが、もうちょっとシビアに見なければならぬと思われるわけですね。確か今朝だったか昨日だったかちょっと忘れましたが、朝日新聞に研修医の関係で秋田大学に、よそから77%の学生が入って来るんだそうですね。23%しか県内の学生がいなくても、今回の研修医制度でみんな都会の方に出て行ったちゃった。そうでない学生もいるけど、なかなかここは雰囲氣的に閉鎖的な地域だから、居づらいんだと。それと、色んな所からお医者さん集めると言いますが、「クローズアップ現代」でも出てましたが医師の世界は医局が全部支配してまして、排他的なわけですね。あっちこっちの大学から集め、寄せ集めてたいというのは何も良くないですね。それが今の医療制度を悪くしているんだと私は思うんですが。そういう点から行くところ寄せ集めの、選ばれたいいお医者さんで医術も総ていい人だといいいんですが、なんか余ったような人が来たらこれは大変じゃないかな、と正直私は思っていますので、その辺は大変心配しております。それから、まだこれたつき

台だと言う成田部長の話ですので、それはそれとして理解しております、こういういわゆる方針でもって新市において計画して病院を建てると言う点について、私は前向きに検討すべきだと思うんです。それから一番引っかかるのは、いま岸部会長がおっしゃった答弁の中にはっきり言いませんでしたが、運営なんですよ。赤字が出た場合にそれも含めて厚生連の方で受け持ってもらうんだ。何故かと言いますと建物を建ててやるんですよ、病院を。88億円もかけてね。で、運営任せるんだから経営の方は全部責任持ってもらわないと理不尽と言うものですよ。私はそう思います。そういう方向でこちらから任せられる事を、協定なり話を進めてもらわないと、この件はそれが無ければ進まないと思います。このことを釘刺しておきます。それから、ひとつ提案したいと思うんですが、建設計画載ってますよね、88億何がしの。で、国・県の補助金が10億円位ですが、もっと別の角度から考えて見る必要があると思うんです。厚生連が病院建てるとすると、県では、30%補助金を出しているんです。で、その周辺の町村が13%出しているんです。なぜかと言うと、秋田県は極めて希なんです。県立病院持ってないんです。その県立病院の機能補完をするために県は厚生連の病院に補助金を出しているんです。北秋中央病院が単独で建てるとすればこれ30%県が出さなきゃいけないんですよ。今までからいけば、そういう意味合いのものなんです。従って、今回の場合はですね、建物は市が建てるが、運営は厚生連といういわば公設民営というモデルケース。初めてのケースなんです。今後こういう方法が進んで行くと思うんですよ。従ってですね、是非今回のモデルケースもそれを該当させて、県からやっぱり今まで通りの30%建設補助金を出してもらう様に、あなた方4町長が努力するべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

岸部会長： それじゃ、その補助金からいきますと、私達だけに押しつけないでですね、やっぱり地域みんなやらなきゃならないと思います。ちなみにいま、平鹿総合病院、厚生連ですけども、今建てておりますけども県の方からは37%位来てる。これは先程言った救急救命センターに対する助成なんかも含めてですけど、全体的にです。126億円の内それくらい来ているというふうな事で、これは私達一体となって頑張らなきゃならないとこう思います。それからその次の厚生連の運営ですけど、収支ですね。それは春日委員がおっしゃられるようにですね、私がもし厚生連の院長だったとすると、こんな有り難いこと無い。建てるのに先程おっしゃった様に半分以上は自己資金やらなきゃ駄目なのです。その場合に建てていただいたらこれはもう、私だったら収支やらその後のことは任せて下さいと、ぜひやりますと、何でも言うこと聞きますと、こういう具合に言いたい位、有り難い話だとそう思っております。ですから収支のことについて

の十分、ここで話が決まりますとですね今度交渉になるわけですから、その時に十分意見を出していきたいと思います。それはよろしく願います。それから秋田大学の研修医制度についておっしゃられましたが、確かにおっしゃられるように7割くらい外から来て23%位で研修指定病院やると言ったら、みんなよそに行ってしまったと。年間いくらかけるですか自治医科大の生徒さん毎年その医務にいるわけですけど、1千万円くらいかかっているんですか、2人の生徒さんを養成するのにですね。これ数字が確かでないで、ちょっとはっきり言えませんが、ただかなりのお金を出して自治医科大学の方で養成しているわけです。そういう人達も7割くらいしかこちらに残ってないでしょ。本来は秋田県に残るという事で、なぜそういう具合になっているか。やはり魅力が無いからですね。研修する病院に魅力が無いから、それから医師がなぜ来ないか、研修する病院に魅力が無いから。それはハード的なもの、ソフト的なものを含めてでございますけど。だから逆に魅力のある病院は先程言ったみたいに、山形の非常に雪深いあそこでも逆に医師が80何名でしたかな。その中で21名の方が新しく来たと言うんですよ、病院を建てたら。そうするとですね医師の質のことを今、春日委員が言いましたけど、確かに医師というのは単に技術だけではないと思います。やはりその患者さんの立場に立って、ものを考えてくれるような人がいないと駄目だと思うんですね。しかし、私自身もそうだと思いますけど、非常に医師というものは世間をよく分からない者がいて、非常にあるところは出来る、けどあるところはまるで子供というような所も無きにしもあらずです。ですからそういうふうな所を、その人が持っているものをよく生かしながらですね、やっていかないと駄目だと思います。そういうこちらの方の望むような医師を、試験をして取る位にならないとやっぱり駄目だと思うんですね。そのためには、先程の置賜総合病院もそうですけど、研修指定病院になるわけです。そうするとそこで育てた医師を今度はそういうところに貼り付けていく。そのビデオの中には岩手県の例も出しております。ですからその辺のところを見ながらですね、今我々がどういう事をやろうとしているかを分かると思います。是非見てもらいたいと思います。魅力のある病院でないと、大学病院であっても研修医がいなくなるという事です。それからもう一つ、今の医局制のことが出ましたが、あの医局いいとか、ちゃんとしていないと医者が来ないと、しかも責任持てるような医者が来ないと。今までは確かにおっしゃる通りそうでした。この近隣病院でどうしても医局から総すかんを食っちゃって、今まで来ている病院から来なくなったり、もう一つの病院、2つの病院から来ておったんですね、ところが両方から来れなくなってしまったという所がありました。その時は一生懸命広告を出して集めました。確かに色んなドクターが来ました。しかし、長くいないんですね、すぐ変わってしまう。あるいは、何も仕事しないって人もいましたし、しょ

っちゅう患者と喧嘩ばかりしているような方もありました。その点医局から来ると、ちゃんとそういうコントロールが出来るわけです。駄目なら駄目と私達も言いますから。この人はこうやって駄目だから替えてくれと言いますしですね。それに医局の方では責任持ってやはり医師を育てて出してくれてる。それが、これからそうは行かないと思います。例えば今秋田大学でもですね、医師を出せない科が多くなってきているんです。これも言えば差し障りがあるかも知れませんが、教授が、大学のかって教授だった人が院長で来たと、だから同僚ですから他の教授全部今までの同僚、あるいは後輩です。それは私達よりずっと、むしろ繋がりがあった筈ですね。しかし、そこからは内科はあと出せないで全部切られてしまうとかそういう事がありました。これからはそうではないと思います。医師が自分の裁量で、俺はここでこういう事勉強したいというふうな話になって来ると思うんです。という事で、先程おっしゃった秋田大学を卒業しても医局に残らないで、よそに行く人が多くなって行くんです。ですから、そういう人をこちらに取る。一番の近道は地元出身の関係者です。そういう方達を選んで連れて来れるようにですね、今から本当にこれ21年に新しく構築されて、今の病院が出来るとすれば、今からやらないと間に合わないんですね。ですから私は、病院の姿をある程度見えるような形のものにして、医師とかに向かっていくべきところだと思っておりますけど。それから新市において検討するのは分かるというふうな事でしたが、今日は色々と新市のことも出来るだけ分かることは、勿論かなり詳細に準備室が、資料を作っておりますけど、こう言うような、ひとつひとつと言うよりもですね、この新市においてどうするのかと、この地域医療をどうするのかというふうな事を、私は検討して方向性を決めていただければ有り難いと思うんですけど。心配なことはよく分かります。今まで色々と皆さんが苦労されて来て、こりごりだという感覚があるようでございますので。他にご意見無いでしょうか。

森吉町春日委員： あの4町長だけに任せるなんて言ってません。勿論私達も後押しします。対厚生連の問題、県に対する補助金の問題。幸い、4町長のうち3人までが農協出身なんですね、話しやすいと思うんですよ。是非頑張ってください。

岸部会長： 分かりました。一生懸命この地域のために頑張りたいと思います。今度、厚生連のために、農協のために、地域のために頑張ります。ただ厚生連ではこの間も副会長が来て私達に言ったんですけども、厚生連というのは農協、農協というのは皆この地域にみんな会員がいるわけですね、組合員の方いるわけです。ですから地域でこういう具合にしてもらいたいという意見をまず出して下さいと。それに全面的に応援するのが、

この農協としてのひとつの組織である厚生連ですからと、こういうふうな事ですのでよろしくをお願いします。どうぞ、佐藤委員さん。

合川町佐藤（吉）委員： 先程からおかしいなと思っておりますが、調整内容を見ますと、新病院の建設及び既存病院の形態については、新市において事業計画を策定するという調整項目ですよね。先程説明した資料というのは新市で策定する事業計画の資料なんですか、どうでしょうか。

岸部会長： 事務局の方でお願いします。

病院専門部会： 基本的にはそうなります。ただこの資料に関しては8月の最初の法定協会で、春日委員、それから今言われた佐藤委員の方々から、資料を出してもらわなきゃ困ると言う意見がありました。それでまず頑張って作った資料であります。当然これは新市において更に揉んでと言うか意見交換しながら、直せるところは直していくものと考えていますので、ひとつの参考資料となるのかなと思っています。

合川町佐藤（吉）委員： 仰せの通り、今この法定協議会でどの範囲まで確認すればいいことでしょうか。

岸部会長： 事務局の方で。

事務局： はい。他の色んな公共施設の建設もそうですけど、これはその方向に行くのかという事をまず皆さんの方で決定していただきたいと思っております。新病院の実際の中身、あるいは新庁舎の何回建てとか、あるいは消防署どこにするかということにつきましても、まだまだこれから議論が深まると思いますので、その方向でやっていきたいという事をまず明確にいただきまして、これは過疎計画と同じでございまして、ここに載っていないと合併特例債がつかないという事で、取り敢えずそういう方向を出せば、作る方向を出せば、載せていただきまして新市で揉んでいただきまして、どうしてもご納得をいただけない場合、あるいは計画したけどもとても採算性がとれないという結論になった場合は、その計画は当然止めていただいても結構ですけども、そういう形で方向性を出していただきたいと思っております。

合川町佐藤（吉）委員： 私、そんなこと聞いていません。要するに調整内容を見ますと

ですね、新病院の建設、それから既存病院の形態を新市において策定するという事じゃないんですか。そうじゃないんですか。

岸部会長： いわゆる方向性の話ですが、これを見るといかにも全部そっちでやるようになってるんじゃないかというふうな事なんで、その具体性だとかそういったような事の進めて行くに当たってそのところで、特に今の場合、合併の時の文書化するに当たって、どこまで決めればいいのかという事です。

合川町佐藤（吉）委員： ですからね、法定協ではどこまで議論すればいいのかという事です。それを事務局の方でお願いします。

岸部会長： 文書化するのに当たって、どこまでどういう文書化すればいいのか。

事務局： いずれにしても、本庁の位置の時もそうございましたけども、新庁舎は建設すると、残りの方向は総合事務所としてやるという事を決めましたけど、そういう形でこれについても新病院の建設というのは確か議会の方で議決受けたと聞いておりましたので、建設という事を前提にはおりますけど、どういう形のもの建設するのか、それから残りの病院についてはどうするかという具体的な計画については、新市でと言うか、これから検討していくことになるというふうに理解しております。

岸部会長： 協定書を作るわけですが、それにどういう文書でやるかという事、そのところです。これは理解の一助になればと思うんですけど。私は、新市の市庁舎はまずいずれ作りますよというのがひとつ、現在あるものは総合支所として使いますよと、それを置き換えればいい。今の現在ある病院については、例えば外来を主体にしてやっていく。新しく作る病院は、市庁舎に相当するのは総合病院というふうな形で作っていきまよと言ったような方向性になるところですが、ちょっと事務局でもう少し説明して下さい。

事務局： 今お配りした資料はあくまで資料で、調整内容としましては、「地域医療体制の充実を図るため新病院建設及び既存病院の形態については新市において事業計画を策定する」というこの一点についてご検討いただけたと思います。じゃ、どういうふうに今考えてるのか、これはずっと前からやって来たのでどういうふうになってるのかという意味で、色んな細かい数字をお出ししたところございまして、決めていただきたい

のは調整内容でございます。

岸部会長： はい、どうぞ。

合川町佐藤（吉）委員： ですから、この新市において計画を策定せよという事を認めて下さいという事でしょう。

事務局： その通りでございます。

合川町佐藤（吉）委員： そうしますと、先程説明した資料で質問受けたりなんかするという事はおかしくありませんか。

岸部会長： これは、前にこの問題が出たときにもっと姿が見えるようにとのご指摘がありまして、それで色々資料を作ったわけです。それに対するご質問があったので、この資料についての質問をお受けしたという事でございます。一番最初に申し上げましたように、資料は細かいところまで出ているけども、そこまで決める必要は無いと思うが、ただ分からないところは質問して下さいと言って進めて来たところです。

合川町佐藤（吉）委員： それではですね、法定協議会というのはどこまで議論してこの建設計画というものをどこまで詰めた協議をやればいいのかということですか。例えばこの病院について。

岸部会長： 病院について具体的に言うと、これを新市で取り上げてやるのかどうかというふうな事なんです。病院作るという事を新市で協議するかどうかという事なんです。それで先程事務局から説明ありましたが、まず取り上げて、これをもし市においてやりませんと言うと特例債も何もつかない。要するに取り上げますよと、将来これはやりますと言ったときに、止めましたという事であれば、その時点で止めてもいいと。ただ、最初から全然載っていないと特例債適用という事が無いですよ、という事です。

合川町佐藤（吉）委員： ええ、そろそろ分かりました。そうしますと先程の資料なんかはですね、参考までの資料であって、何もこれでもって議論をしない、という事ではないですよ。要するに、新市で建てることだから新市で議論、計画建てて下さいという事を私方が了解すればよいという事です。

岸部会長：　そういうことです。

合川町佐藤（吉）委員：　ええ、分かりました。それは了解しますけど、ただこの資料ですが、一昨日病院部会から合川町議会で頂戴したわけです。しかし色々な質問の過程の中で、例えば米内沢病院の累積債務が21億円とも言われております。しかし答弁の中で、それは返済しなくてもいいお金だと言うのを病院部会から答弁されております。全く私方は音痴なもんですからね、素直に受け入れたわけですがけれども、ですからそういう色々な疑問点が多々あるわけですので、やっぱり何と言いますかこの病院事業につきましてはですね、出来るならば、合川町議会としては昨日決議をしているわけですので、将来禍根を残さないためにも持ち帰ってですね、再度合川町議会としては協議したいと思っておりますので、継続協議をお願いしたいと思います。

岸部会長：　今、合川の議長さんの方から、この問題については色々問題があるのでもう少し時間を掛けて協議をしたいという事ですけど、これを事務局の方から出たように将来とも考えるのか、考えないのかという事ですよ。これはもう協議する必要は無いのかという事であればそれはそれでいいわけですけど、いま、地域医療というのは緊急の課題であることは、皆さんがお判りのとおりです。従ってこれは、新市において当然協議しなくてははいけません。何らかの形でしないとここに医療は無くなると思っております。それは誰も望んでないと思うわけです。ですから、その方向性だけ決めるに当たっては、私はやらなければならない事項だと思うんですけども。分かりました。それを病院部会の方で説明下さい。

病院専門部会：　ちょっといまの質問の内容を聞き取れなかった訳ですが、確かに16の日病院部会が合川議会の全協の方に呼び出しありまして若干説明やっております。公営企業というのは複式簿記になっております。その中での利子欠損金とか色々な債務とか色々な言葉が出てきますので、その辺で多分色々理解できない面が多々あったのかなと思っております。その辺も含めてもうちょっと何が分からないのかというところを、はっきりしていただければこっちの方でも答弁の仕方があるのかなというふうに思っております。

岸部会長：　ですから累積債務が、21億円あるわけでしょ。

病院専門部会：　債務、債務というのは例えばこれから返していく償還金とかですね。累

積欠損金となればまた話は違うんですよ。だからその辺のところでも多分誤解というか、その辺あるのかなというふうに思っておりますので。

岸部会長： 欠損金について説明して下さい。

病院専門部会： そっちの方をお答えしますので、担当者に替わります。

病院専門部会： 一昨日合川町の全協の方に行って色々資料をお持ちして説明いたしました。概ねご理解頂けたものと思っておりますけれども、まだその累積欠損について、債務という言葉使ったり、赤字という言葉使ったり、さっぱり分からないという話が実はございました。で、これは当年度未処理欠損金というのが正式な名前になっておりまして、あくまでもその病院事業の本体の単年度の成績を表しているものでありまして、この中にはいずれ借入金がいくらあるとか、未収金がいくらあるとか、未払い金がいくらという事が加味されておりません。全く、一年間の病院の事業の内容の成績だけを表している数字であるという事でまずご理解していただきたいと思います。もう分かる方は釈迦に説法みたいな話で大変恐縮ですけども、そう言った意味で更にこの収益収支の中には将来にわたって買った物に対しての、また、投資の償還をしていかなければならない原価償却費に関しても、これは経費にうたわれているという事がひとつ面倒くさい話になります。ですから米内沢病院の場合、15年度に関して8千万円位の原価償却費がこれ収益収支の中に含まれてるわけでありまして、簡単に言えばこの原価償却費の8千万円の中の赤字、単年度の欠損金であればこれは全体の資金計画のトータルのなかでは単年度だけ、不良債務と言われてますけどそういうものが出てこないんですね。でも我々の米内沢病院に関しては単年度で積み上げて8千万円あるいは1億円という原価償却費以上に成績が悪くて、1億円とか2億円という額が出ているものですから、単年度の欠損金がまた大幅に加算されてきたと、その積み重ねが累積欠損金という扱いになってるのであって、これは相手がある債務ではないという事だけご理解をお願いしたい訳でございます。じゃ、実際に赤字はいくらなのかと、本当の債務はいくらなのかと言いますと、お判りのとおり貸借対照上の流動資産、流動負債という差し引きの中でしか、実際の資金はどの位ショートしているのかという事が出てこないのです。それが米内沢病院の場合は1億8百万円。これが本当の不良債務と言われる額であります。6億円あるんじゃないかという話がございますが、これは2カ月遅れの診療報酬がその中でまだ入って参りますので、結局流動負債、流動資本、流動資産という中でそれが大体相殺されて残りの1億7百万円、8百万円辺りが純正たるこれまでの、それこそ累積の本

当の債務という事になるというふうにご理解いただきたいと思います。

合川町佐藤（吉）委員： いや、理解できないからまた来ていただくという事にしている
んでしょ。累積欠損金、さっき私は累積債務と言いましたけど、累積欠損金が21億円
でしょ。ですから合川町議会としては、まだこれを勉強しなければいけないという事な
んです。

（ 会 話 ）

病院専門部会： 21億円というのは帳簿上の中でございます。返す必要はございませ
ん。それから実際に返すのは企業債の充当したものがまだ今まで残ってますよね、病院
を建てた分です。それというのは13億数千万円まだあるわけです。それは米内沢病院
が別にここで止めるわけではありませんので、今までの計画通り返して来ています。銀
行から借金をしてまでも返して来てます。これからそれは債務ですからどんなことあつ
ても返さなきゃならないです。そういうことです。

合川町佐藤（吉）委員： 要するに21億円は返さなくてもいいという事でしょう。はっ
きりして下さい。

病院専門部会： 21億円は帳簿上の赤字でございます。返す必要はございません。

岸部会長： どうぞ清水委員。

鷹巣町清水委員： さっきからこの資料の事で揉めてるわけですが、これはこの後でいく
らでも協議する時間が有ると思います。従って何回も言う様に、我々合併にするに当た
って病院を建てるのか建てないのかを今決めなきゃならないという事だとすれば、これ
は合川町は別に反対してないので私はこれでいいと思います。この中の協議はこの後で
いくらでもやれます。

岸部会長： そうですね。しかしやはり今ある疑問をそのままにするよりは、出来るだけ
話して上げたいというふうな事でお答えしたいと思います。他にございませんでしょう
か。畠山さんどうぞ。

森吉町畠山委員： この病院の問題に関してはですね、やはり収支の赤字というものを優先するがために、非常に計画とかシミュレーションとかに非常に時間を費やさなければならぬ問題なわけですね。それは分かりますけども、やはりこれは緊急な問題だと思うんです。今、清水委員さんが言われたようにこの後いくらでも出来るというふうな事で、ある程度前向きに進まないと、むしろ合併と言う事よりもむしろ病院の統合の方が命に関わる問題ですから、待ってられないと言うのが私の気持ちです。実は私、昨年父を病院で亡くしまして、北秋中央病院から能代山本病院で亡くなったわけですけど、たまたま付いていた妻もこれも調べてもらったら子宮筋腫という事で、葬式の後に手術しましたし、またその一昨年には息子が脳に腫瘍が見られるという事が中央病院で判りましてこれもまた大学病院を紹介されまして、そんなことがありまして、とてもじゃないが急いでもらいたい、数字ばかりで議論を待っている余裕は無いと、早く病院長に来てくれというのが正直な気持ち何ですよ。数字的なことはこの後いくらでも出来ますし、先送りしないで、継続協議にしないで最後に前に向いてやって欲しいなというのが正直なところですよ。

岸部会長： ありがとうございます。

鷹巣町檜森委員： 国民健康保険の中の医療費の中の30数%が抜けておるといふ実態なんです。北秋中央病院、米内沢公立病院の信用が低下しているためにある、一定の病気になれば判断をしてこの近くの病院に入院しないという事が実態なんです。それでこの話というのは4年前から満足する医療を受けたいというひとつの議論を、ずっと鷹巣ではして来てあったんです。今、畠山さんから話がありましたけど、こういうふうにして安心して入院出来ない地域というのは、余所からも安心して人におい出を頂けない地域となることなんです。合併の中で一番に命というものが大切だっていう事の、認識はあるかと思う訳ですけど、それぞれ組合の中で解決しなければならない問題、この先の社会を作るための合併協議の場の病院というのは、切り離して議論しなければ大変なことになると思うんです。それで今の研修医制度も総て前から議論に議論を出て来たけど、なかなか誰も手を付ける方々がいらっしやらなかったという事なんです。ですから今回岸部会長さんがあまり楽観的でない話をされるので、ほろっとした気もしますけど、是非ともこの病院というものは基幹病院として一日も早く作っていただければ、安心・安全が無いという事をこの委員の皆さん方一緒に考えを持って、この調整の内容っていうこのもの、それから補完する資料というものはこれからまた議論の対象となっていくと思うわけですけど、ひとつ今日ここで病院の問題はこの調整の内容で了解して、

尚かつ合併迄の間に、合併後に1年でも早く新病院の立ち上げを期待するという事をお願いをしたいと思います。畠山委員の発言と全く同感であります。

岸部会長： 私の話が明るすぎるといふうな事でございますけど、これですね、私各町にやったビデオ見ていただければ、私達は、こういう事をずっと話し合われてきたんですよ。平成10年になって、国の方では地域医療支援病院という名前をつけました。だからね、もっと前にやっていたらよかったと、もっと早くこの地域の医療はよかったと思うんです。皆さんは色々病院議会に、今、春日委員が言ったのを悪いですけど、議論はするけどさっぱり前に進まない、地域医療は遅れてるような気がしてなりません。これがひとつの会社だったり何だりすれば、もう進んでると思うんです。非常に病院議会ってのはいいところもありますけど、そういったところで石橋を何回も叩くだけでなく、往復しているような所がありましたので、早くこれを進めたらという具合に思います。以上がひとつの私の言いたいことの解答でございますから、よろしく申し上げます。なお個人的にも欲しいと言え、それは早く見ていただきたいのでダビングしてお届けいたします。よろしく申し上げます。他にご意見ございませんでしょうか。何でも結構です。

阿仁町小林委員： 何でも質問させてください。やっぱりこの地域の医療体制を確実なものにするためには、基幹病院・市民病院に期待するところ大ですな。その存在の成否如何がこの地域での医療を決めますので、私は心配してるのは医師の確保です。会長は非常に楽観的なお話したのですが、もうひとつは、公設民営のあり方の厚生連が確たる約束の元にスタートしているかということです。と言うのは、最近どこの病院も赤字出て全部調べて、特にあの中身違うと思うんですけど、鹿角で新病院建設を厚生連にお願いしたら、経営が厳しいからやれないと言う新聞報道見ましたので、厚生連もやっぱり経営対象をかなりシビアな見方していると思いますので、果たして民営の部分を含め、確実にやって貰えるのかっていうこと、それから場所の問題で今回も市役所と同じく空港の南側、3町の交わる地点で、なぜか阿仁町が入ってないのがちょっと残念ですけど、いつも蚊帳の外になっていますけど。これは、市役所の位置が決まったらそこへ病院が行くということじゃなくて、さっき会長さんは病院というふうな体質から休憩のためとか健康、それからコミュニティの形成のためというふうな表現使いましたけど、市役所とですね同一のエリアにあるとすれば、私はやっぱり市役所の位置決めるときにもちょっと聞きたかったのは、そういうふうな統合した施設をですね、空港の南側の3町の交わる地点に集約していくという、将来構想、まちづくりの中にそういう構想でもあるのか、

ひとつのタウンを形成するという事があるのかですね、その辺のところもお伺いしたいです。病院と市役所の位置の関係です。

岸部会長： 2つ申されたように思います。1つは厚生連が果たしてどうかと。鹿角組合総合病院は何かやらないというふうな方向のようじゃないかと。おっしゃる通りです。鹿角組合総合病院につきましては、もう土地も用意してあるわけです。だけど建築出来ないでも数年なります。それは一番の原因は医師の確保です。あそこは医師の場合は総て1人か2人は秋田大学からも行ってますが、殆どは岩手医科大学から来ております。ところが岩手医科大学の場合は先程のようによそに出ていく方が非常に多いです。外から来る方が多いと言った方がいいかも知れません。関東、関西の方から入学する方が非常に多いです。そして向こうに帰るといいう方が多くて、今、岩手県内の医師が非常に少ないです。で、先程ビデオでも岩手の同じ様な問題のこと抱えて、こういう具合にやっているとというふうなところがありましたので見ていただきたいと思いますが、医師の問題で鹿角は出来ないでおります。それからもう1つの場所についてですけど、これはやっぱり私聞かれてもまた、チャックを慌てて閉めたような感じでございますけど、これは皆さんで決めるべき事だと私は思います。確かに有機的に見た場合あそこに病院が来るとか何かするとすれば、まず道路整備が大事、必要ですね。阿仁からだって20～30分で来れるような所でなければ駄目だと思いますし、そういう道路の問題だとか、色んな問題が出てきます。そうしたときにそこが非常に便利になる、そうすると他の方の施設も来て、便利になるかもしれません。鷹巣の場合は「中岱橋」という橋が今かかる。あれが21年には出来ることになっております。そうしますと非常にアクセスはしやすくなると思っておりますけど。そういったことも含めて、これから皆さんで考えて行かなきゃならない、こう思います。他にございませんでしょうか。はい、簾内委員。

鷹巣町簾内委員： 合川町からこの協議会に来ている方々をお願いしたいのですが、ぜひとも今日決めていただきたいと思っております。新市のまちづくり構想において、魅力あるまちとは、完全なる医療が補完されているところだと思っております。若者の定住やUターンとか何だろうが、色んなまちづくりを話し合うに際して、完全な医療体制が出来ていないところでは、その計画は難しいのではないかと思います。ですから、これはあくまでも計画であって、あと詳しい内容はこの次ということで、今日出来れば了解していただいて、もう少し前に出て、そのために、合川町の議会から、町民から選ばれてきているので、その都度持ち帰って話をしなければならぬ、という継続審議ではなく、今日でぜひ了解していただくということをお伺いしたいと思っております。

合川町佐藤(吉)委員： 合川町の議会から来てそうですね、あなた達のように力のある議員ではありませんので、議会に行くと、すぐいじめられるわけですよ。ですから、議会の言うことを素直に聞いて、これを持ち帰って相談しなければならない訳です。そういう厳しいお家事情がありますのでご理解を願いたいと思います。

岸部会長： この時計で、3時まで休憩としましょう。

(休 憩 後)

岸部会長： 会議を再開します。病院の問題をどうするか、これを継続協議として、また後日に話し合うのか、ということで合川町の議長さんからお願いします。

合川町佐藤(吉)委員： 実は昨日、議会の方で「合併に関する決議」があった訳ですが、その中でも特に「新市における地域医療の再編に関する計画案は、現実と乖離する部分が随所に見受けられるとともに、現行の病院の債務に関わる捉え方は、議会の考えとあまりにも大きな開きがあることから、この問題を明確にして住民に説明すること」という文面があります。昨日の今日ですから、今日の結果をとらえて、22日にまた議会として協議会を開くこととしています。私共3人が来ておりますけれども、やはり、22日の結果をみないと結論を出せない訳ですので、継続協議ということにしていきたいと思います。

岸部会長： はい、簾内委員どうぞ。

鷹巣町簾内委員： 22日に合川で全員協議会が行われるのはいい訳ですけど、ここに来られている3人が、今日の結果を説明して、そして、大変失礼ですが、3人が今日のことを理解したので、それをほかの議員に説明して、そして、そのことを納得してこの次の協議会に報告するということですか。それとも、そこで、また話が変わると言うことですか。

合川町佐藤(吉)委員： それは、議会の皆さんと相談の上ですね、先程の「決議項目」にも書いてありますが、「議会と十分に協議して合併協議会に臨む事」ということでもありますから、22日は、議員の方に「どうしましょう？」と相談をして、意見を集約しなければならない訳で、場合によっては、また病院部会の方に来てもらって説明を

お願いすることにもなると思います。

岸部会長： 他に意見ありませんか。

鷹巣町千葉委員： 私も継続協議に賛成します。先ほど、いろいろ説明を受けましたものを同僚議員に話をして、ある程度の方向を出したいと思っています。

鷹巣町檜森委員： ここは、議会ではありません。ここには民間委員も半分いるのであって、議会は議会のみに対応をしてもらうことであります。議会で決議をして、拘束をして、その議会からの委員になっているかも知れませんが、この協議会は、個々の判断に委ねられるものであると思います。個々の責任において果たすべきことが本質だと思っておりますので、私はこの調整内容の通り、決議をしていただければ大変有り難いと思っております。

合川町佐藤(吉)委員： それはそれで結構な話です。しかし、議会には議決があります。この状況で、もし、合川町議会が合併を議決しなければどうなりますか。

鷹巣町檜森委員： 議長さんが委員としてお出でになっている訳ですから、いまの状態の中で理解をされる部分と、個々の委員が考えられる分とを議論して、その中で理解を深めていくべきだと思います。

合川町佐藤(吉)委員： ですから、先程、決議文を読み上げましたが、これが合川町議会の全員の一致した意見です。

岸部会長： どうも意見の一致が見られませんが、ただひとつ、この地域に病院はいらない、という訳ではないことでしょう。調整内容はここにある通り、「地域医療体制の充実を図るため、新病院の建設および既存病院の形態については、新市において事業計画を策定する」ということです。新しく病院を作りましょう、ということでそれを考えて行く、という方向性としてはこれでいい気がするんですけど。ここで、少しまた休憩しましょう。

(休 憩 後)

岸部会長： それでは再開します。ここで決めなければならないのは病院を作るのか、作らないのかと言うこと。現在の病院をこのままにして置くのか、それとも、統合の新しい病院としてスタートさせるのか、その方向性を定めなければならない訳ですが、合川町さんの場合は、議会で色々協議したけれども、疑問が多すぎるということだったので、私がここで提案しますけども、また、22日に全員協議会が開かれるということですので、その時に、今日の雰囲気をも十分に伝えていただいて、そして、ご返事をいただくということです。それが著しく違うと言うのであれば、その時はまた、集まってもらわなければなりません。もし、そうでなくて、この文章表現でいいということであれば、皆様に通知をして、この文章を作成して進めてもよろしいでしょうか。

(ハイ、の声)

岸部会長： そうですか、それではそのようにさせていただきますので、佐藤議長さん、よろしく願いいたします。続きまして、次の方を審議させていただきます。第57号ですね。協定書案でございますけれども、これについてはどうでしょうか。事務局の方で、今の病院のことが決まってからということだったので、今の協定書案をご覧になっていただいてですね、今の病院のところだけを除いて他の方はいいかと。合川さんの方から来た文章で、病院のことは今の通りでいいということであれば、それを即生かせるというふうな事で協議を進めたいと思っておりますがよろしいでしょうか。合川さんの方でそれでよろしいですか。だから22日の日に決まると、まず協定書入っています。その病院の所だけ今は除いてよろしいですかということです。じゃ、そういう事にさせていただきます。もう一度繰り返します。合川さんの方で病院のことにつきまして、第56号ですね、それが決まってこのままでいいということであれば、この協定書案も病院の所はそのまま生きてくるということにいたしたいと思っております。それでは、事務局の方で説明して下さい。はい、どうぞ山田委員。

阿仁町山田(博)委員： ちょっとお願いがあります。協議事項の43号、町名字名の取り扱いについてでございますけれども、一応この場の審議の中でですね、各4町が合併するに当たりまして「4町名は冠しない」ということに合意を得ているということには重々了解しておるわけで、もし皆さんの理解がいただければお願いという事で、阿仁の場合ですね、この法定協で決められた議案につきまして、議会に持ち帰りまして報告して、そして次の会合についてどういうふうな取扱いをしたらいいかと、他の議員の意見

も聞くと、こういうふうなスタイルで臨んでいるんですけども、この町名字名につきまして、議会の過半からですね、阿仁という町名、阿仁は残していただけないかという強い要請がなされております。それと、今月の4日・5日ですけれども、町民に対する合併の状況説明の中においても、町民各位からそれを復活することができないかと、こういう強い要請でございますので、一旦決められたことに対して再考を願うということは大変申し訳ないですけども、もし皆さんのご理解が得られればですね、この町名を無くすということによって、他の町村に著しい不利益とか迷惑をかけるということであれば、すまない訳でありますけども、阿仁町民過半の願いでありますので、この件について、もしお許しいただければ、各町の議会の選択に委ねるという事でご理解、ご了解いただければということで、お願いしたいと思っております。

岸部会長： お聞きしますけども、全部阿仁というものを全町名に付けるという事でございますか。全町名に、一部じゃなくて。そういう事だそうです、皆さんいかがですか。はい、どうぞ。

鷹巣町千葉委員： 今のことに関してですね、やはり鷹巣町でも鷹巣という町名が無くなるという事について大変心配されている方々がありまして、やはりこれは議会の場でも話がありましたし、もし皆さんで了解いただけるのであれば、私は阿仁の考えに賛成しながら、可能な限り残せるものは残してもいいんじゃないかなと思うんですけども。

岸部会長： 他にご意見ございませんか。どうぞ、庄司委員。

森吉町庄司委員： 森吉町の場合はですね、いわゆる先般決まった旧町名は残さないということで報告して理解を得ているわけです。ただ、今出たように、阿仁さんなり鷹巣さんは残すとすればですね、果たしてどうなるかという問題が出るとは思いますが、例えばひとつの町村だけそれを使ってもいい、または使わなくてもいいと、言うような決め方が、出来るものかどうか、例えばうちの方は使うと、こちらは使わないというような形の決め方はどういふものでしょうか。その点について、もしそうなるとすればね、その点はどうなるものでしょうか。というのはそれぞれ、例えば阿仁町さんの場合も歴史があるわけです。ま、それはどこの町村も、歴史もあるしまた愛着もあるわけです。その名前にですね。そういう中で出てきたと思いますが、その辺の考え方について。

岸部会長： ですから、庄司委員としてはどのようにお考えですか。

森吉町庄司委員： ですから、前に議会に報告した通り、旧町名は使わないという方向で、うちの方の議会では報告するし、そう了解得ています。それを生かせる形にすれば、前と違った形になりますので、また議会で審議しなければならないし、そういう形になると思います。

岸部会長： 分かりました。今そのようなことは起きる可能性があると思います。今までのことに愛着と言いましょか、とらわれと言いましょ、ある方はどなたもあると思いますので、これについてももう少し皆さんから意見を賜りたいです。はい、どうぞ。

阿仁町山田(博)委員： 阿仁合とか比立内とかはですね、地域の人が呼んでいる名前で、今回のお願いはですね、阿仁町の町を除いた阿仁というのを、例えば僕の場合のところですと、「根子」を「阿仁根子」とする表記を許してもらいたい、こういうことのお願いでございます。

岸部会長： はい、どうぞ。

阿仁町小林委員： 森吉町の場合はね、米内沢、阿仁前田ということで旧町村名が残ってますね。うちはそれが無いんですよ。阿仁合や大阿仁もかつての歴史や地名が残って欲しいと、全県の先進地を觀ますとこの種のものは会議で決める筋合いのものでは無いとなっているわけですよ。そしてその町村の自主的な判断に任せるということで、吸収合併の秋田市でも、「河辺」「雄和」を残してます。それから大仙市でも一市七町、事務局で提案したら、いやうちの方は残してくださいねと言ったら、「大雄」、「太田」、「協和」残っているんですよ。残すのが当たり前という事で。隣町の「仙北」、「角館」、「田沢」、最後まで地名で揉めましたけども、最終的に仙北市になって、どういう作業か言うと、旧町村名どうしますかと事務局で伺って、角館、田沢残し、西木村どうすると言ったら、市の中に村というのは有り得ない、例えば秋田市檜山というのはどこにでもありますけども、だからこの機会に「西木」にして残そうとしているんですよ。そして、この要項を見ますとですね、色んな困難、不測の事態が起こらないようにあまり変えないようにと注意事項ありますよね、だから阿仁の人は残して下さいというのは阿仁町民こそ望みの願いです。いきなり北秋田市米内沢 町ならいいんですけど、北秋田市羽立となると阿仁だけの、ちょっとそこ不都合なんですよ。だから是非阿仁町にさせて下さいと言うのは、おそらく町民の総意という感じです。阿仁町がこの4日・5日説明会やったら、町長が総ての人に言われたとなっておりますので、阿仁町だけでするので頼みます。

岸部会長： 皆さんいかがでございますか。はい、春日委員。

森吉町春日委員： 小林さんに反論するわけではありませんが、阿仁前田というのは大字名です。米内沢というのは大字名で旧町を残すではありません。今の二人が発言されましたが山田委員は「阿仁根子」と言いましたが、小林さんは「阿仁町」と言う。あの2人の話がこう違うんですね。どっちなんですか。

阿仁町山田（博）委員： ただ前回の時、まず旧町は使えないようにしましょう、という事でしたが、うちの方としては、だから「町」でなくて「阿仁」という名称だけは冠させて貰えないか、こういう事をお願いでございますので、それは各議会で、各議会って言いましょかね、まずそういうふうな事で、皆さんがそれに良しとしていただければ、問題無いんですけど、もう森吉さんはいらなんて議会の同意も得ているという事ですので、うちの方としてはその判断を阿仁の議会に任せてもらいたいと、ご了解いただきたいのです。

森吉町春日委員： そうすれば「町」では無く、阿仁根子、阿仁水無、阿仁銀山、こういうふうに分けるんですか。

阿仁町小林委員： 私はね、その判断は出来たらうちの町に任せて欲しいわけです。今、山田委員さんの言った意見、私の言った意見があるいは個人的な見解かも知れないわけです。うちの方の議会では「阿仁」にするの「阿仁町」にするか具体的な議論はしてないけど、旧町村名の阿仁町とか阿仁を残して欲しいという事は一致していますので、その点はうちの方の裁量に任せていただければいいんですけど。

合川町佐藤町長： この問題については私共が一番最初に提案するとき、そういう様な議論しました。私方4人の町長で。みんなそれぞれの今の現在の町に大変愛着持ってるし、それから歴史性も皆あると。ですけれども、一体性を保つ意味から無くした方がいいだろうと、こういう観点から提案したわけです。そして皆さんで決めた、とこういう事実もあるわけです。ですけど、その上にたって皆さんが、阿仁町がこぞってそういう阿仁町を残して下さいと事ですから、これはそれぞれの委員の皆さんの判断だと私はそう思っています。私はたつてのそういう願いであれば、他町村に迷惑掛けないであれば、それはそれでいいと私の考えます。

岸部会長： 他の所で何かご意見ありませんか。はい、どうぞ。

鷹巣町今野委員： 鷹巣の今野ですが、あの前回は阿仁の方からそういう声がありました。

しかしながらこの合併協議会では、大勢がそれはうまくないのではないか、という事で決まったわけでございます。しかしながら、ひとつはですね、こういう問題が出まして、合併協で決まったことを覆すという事がありますと、こちらの方でもこうだという事が出ると、そうすると、今まで決めてきたのは何なのかという、合併協のこの質疑というものが非常に軽く見られるのではないかなと、こういうふうに思うわけでありまして。やはりそこら辺は、あとこれ以上無いというふうな、この全員の決を採って、これ以外は無いいという事であれば考えてもいいと思いますけど、いや、阿仁の方にそれは許可したら、私の方はこれだというふうな事が出てくるとして、これは大変な事になるのではないかなと思うわけでありまして。

岸部会長： 確かに、あっちこっち色々な事が出てくると大変な事になると思います。

鷹巣町檜森委員： 私は阿仁という名前を残した方がいいと思います。懸命に考えた結果だと思います。そうすれば阿仁という言葉がかえって北秋田市よりも日本全国に知られている、固有名詞ではなかろうか。考えてみれば、歴史的な背景からいけば阿仁の場合は残した方がいい。鷹巣の場合は残さない方がいいと思うんです。というのは字画を書けないのです。むしろ、ひらがな表記にしたらいいだろうという話もあるけど、そういう事があって、抜けることが大変賛成だっている人が多いんです。全く反対だと言う人もいます。固有名詞って言いますが鷹巣はたった260年位しか経ってませんから、合併したときに無理してつけた名前ですから別にそれは阿仁みたいな重荷はしょってないので、私はそういう思いがあったらいいので、残した方がいいと思います。

鷹巣町清水委員： この間も小林さんからは、かなり強力な要請がありました事は分かっています。確かにそれは考えなきゃならないとは思いますが、我々は議会に対して報告する際はやっぱり旧町それぞれ残すと言うと、新しい市としての一貫性が無くなると、旧町意識が強くなるのではないかと、これは修復しなければならないという事からそういう大義名分で旧町の地名は入れない方がいいにではないかと、これが最大の理由であったわけですね。今そういうふうにして旧町を入れるというところが、仮に出てくるとこれは全く大儀名文が無くなってしまふ、私はそういうことを危惧しています。従って、それはやっぱり各町村に委ねるとかなんとかっていう事になると、私はこれもおかしなことで

ないかなと思います。従って、やるなら皆やる、やらなかったら皆でやらない、こういう事にしないとうまく行かないと思います。

岸部会長： 簾内委員どうぞ。

鷹巣町簾内委員： 私も全く同じです。愛着あるのは皆同じだと思います。そこで今、合併協で合意して多数で決まったのを、今回よろしくお願ひしますということで許すことになる、この次から何か別のことで合併協で決まったのをこれ何とか頼むと、議会に帰ったら大多数の議員がこうやったと、そうしたらそれを拒むことが出来なくなってくる。なし崩し的に何でも許可しなければ駄目だ、そして阿仁町は何でも賛成しなければ駄目だと、新市の、ま、過去のことは歴史に学ぶという事で非常に大切です。新しい北秋田市に向かって行くという事ですので、やっぱりそういう心構えから私としては、今回の阿仁町の心情は分からない訳ではないですけども、これを決めることによって、もし承認すれば次の号で鷹巣町で何か起きて、いや鷹巣で頼むと、鷹巣は他の町より人口が多いから、構成町村のこれだけの人口の町が頼むんだって言ったら拒めなくなってくるのではないかと、そういう事も心配されるので、私としてはやっぱり小さな事だけど、合意して来た事は守っていくという基本姿勢を絶対変えられないということではないです。そういう気構えがあって次に何か出てきたときは、私は阿仁は反対できないと思います。そこら辺も考えて行かなければ、それほど私達は、鷹巣町で協議会の委員として選ばれて来たわけですから、それだけの権威もあるし責任もある。ここの会議で合意して、いや駄目だから変わったじゃ、とこう簡単に言えるものではない。小さければ小さいほどはっきりとした態度を示すべきだ、私はそう思います。非常に残念だけれど、遠慮してもらった方がいいと私はそう思います。

岸部会長： 今、色んな賛否両論が出ておりますけども、はい、どうぞ。

阿仁町小林委員： 私はですね、簾内委員さんに聞きたいんですけども、法定協の本質、例えば市役所の位置を巡っても今もなおここで決めたとおり、会長と合川町長さんの見解の違いがあるくらい法定協の守備範囲、権威の根底が問われているんですよ。この法定協で決めることは、協定や法律に載せ新市に引き継ぐ、尊重することは分かりますけども、一度決まったことは覆せないという事は無いはずなんです。ましてこの種の問題とはですね、メンタルの問題ですよ。垣根を破るとかという問題では無いですよ。それに町民のたつてのお願い、それは変えられないということは無いと思いますね。それ

くらいの互助の精神が無かったらこの会の本質問われますよ。何とかひとつお願いですから考えてみて下さい。阿仁町民の総意ですからひとつお願いします。

岸部会長： 今、非常に切実な小林委員からのお話がありました。はい、どうぞ。

阿仁町佐藤（昭）委員： 確かに合併協の決定、これは尊重して行かなければならないと思っておりますが、ただこの法定協の場合は、調整的な役目もこの協議会に盛られているはずで、従って、そういう機能を持っている会であると思っておりますので、本当にこれで良いのであればいいのですが、再協議が必要であるというものであれば、やはりその必要もあるのではないかなと、こういうふうに思っております。阿仁の場合、前に戻るようになりますが、前に、これを決定した際に、4町が揃って地域振興、新市のまちづくりを図って行こう、一体になって図って行きましょう、と、そういうことであつたはずでございます。従って、そのためには旧町名にこだわることなく頑張っていこうと、こういうことであつたはずでございます。前にもちょっと発言の機会を逸していますけど、この件につきましては、この北秋田市、この決定でその意図は果たされたのではないかなと、私はその時に感じたわけでございます。つまり4町の対等性ですか、これは十分に尊重された中身の北秋田市の決定であつたかのではないかと。その後の、つまり町名、これは地名だと、つまり住所だと私は感じておたわけでございます。従って、よその町村の場合は私は分かりませんが、私の方の場合は、この阿仁が無くなった場合は、全く所在が分からなくなって来るわけです。商店、会社、公共的な、駅も含めてでございますが、学校、郵便局色々有るわけでございます。従って、やはりこの合併のメリットですか、利便性の向上というものから言っても、やはり是非阿仁は残してもらいたいなと、こういうふうに思っております。

岸部会長： いかがでございましょうか。合川さんの方からあまり発言がなされないですが、いかがでしょう。はい、どうぞ。

合川町小笠原委員： 私もこの町名の時にはね、実は合川という名前に大変私自身も愛着を持っておりまして、できれば残してもらいたいというふうに思っていたんですけども、皆さんの方から北秋田市としての一体感を持つためには、旧町名を残さない方がいいという意見が出されまして、その時に私は、愛着あるんだけど北秋田市の市民になるのかということで、残さないという方に気持ちが変わりましたが、今、阿仁町さんの方で残すということが出されると、私の周りにも合川を残した方がいいと

いう方も沢山おりまして、私はこの協議会の委員の立場上、それは北秋田市になるんだからどこの町も名前を残さないんだ、北秋田市として一つになるんだよ、と説明してまいりました。で、阿仁町が残すとなると、もしかしたら合川の中でも合川を残してもらいたいという議論がまた出てくるんじゃないかと思います。ここはですね、やはり4町の合意で、北秋田市の人になるんだという事で、前に決めた通りにした方がいいんじゃないかなと個人的には思います。

岸部会長： ありがとうございます。他に、はい、千葉委員どうぞ。

鷹巣町千葉委員： 合併協の性格に係わることですけども、最終的にはそれぞれの議会で決めるということは、再三言われていることなんですね。先程、小林さんが他の例も出されましたし、事務局の方でもそれは可能ですと、こういうふうに言われている事ですから、私はそれぞれの議会で決められるというのも1つの方法ではないか。確かにそれは、この協議会で一定の方向は出された訳ですけども、それが絶対変えられないものだというふうには、私は考えない方がいいんじゃないか、特に、先程から言われましたように、歴史的な背景があることですのでございますから、一体感よりも、私はそういう歴史的な価値の方を重視した方がいいと思います。

阿仁町小林委員： 私はこの事案が決定されたのが7月16日、その次の日の土曜日に、東京の歴史学者が、阿仁鉱山を指名して来ました。初めて付き合いました。鉱山の歴史学者から言えば、東北の鉱山と言えば、尾去沢、院内、阿仁が定番になっているそうです。全国の鉱山と言えば必ず阿仁が入ってくるので、私は終わった後で、阿仁の名前が無くなると言ったらそんなことまで合併協で決めるのかと言われましたですね。それから、うちの方で10月10日に、東京圏阿仁会、秋田市、大館・鷹巣から阿仁合に集まって盛大にお祝いやるんですよ。東京圏阿仁会の人に合併の時にこう言われました。阿仁町無くなるのが悲しい、と。その人10月10日に来たとき、阿仁町という地名も無くなった。どういう訳ですか。顔向けできませんよ。そのことを考えて、深刻な問題なんで、なんとかその辺のところまで、悪しき先例を残すようで恐縮ですけど、阿仁の心情、町民の意志を汲むのも、この法定協の精神だと思います。重ねてお願いします。

岸部会長： 只今、また切実なお話がありましたけども、いかがでございますか。もし阿仁さんが残るとすれば、こっちも残すというふうなところございますか。はい、菊地さんどうぞ。

阿仁町菊地委員： 阿仁の菊地ですけど、法定協で最初にそうなったことを尊重しておりますけども、その一つの住所が、例えば同じ住所が北秋田市にある、森吉町にもあるとか、色んな問題が出てくるわけですよ。そういう意味でやっぱり住所、阿仁の羽立と森吉の羽立、どちらも同じということもある。そういう共通する名前があるわけです。だから北秋田市即その場所といくということで、やっぱり鷹巣でも住所をつける場合の問題だと思いますので、この合併協の17番に、町名字名は現行のことを意味すると書いておるけど、どういう意味になるのですか。

事務局： 今のお話ですけども、町名というのは、鷹巣町、合川町ということではありません。あくまでも住居表示されている、鷹巣町の場合だけの要するに「花園町」とか「旭町」とかだけのことです。ですから4町の名前というのは、その町名というのは全く関係ないということを一とつご理解願いたいと思います。

岸部会長： はい、山田委員。

阿仁町山田（博）委員： 阿仁と使ってもいいと言うことですか。提案した者として、一応この事で長い時間をとっても皆様にご迷惑をかけることではございませんので、一応色々議論出ております。こちらとしては、一度決められたこと再度覆すというつもりも無いけども、一応議会並びに町民の強い希望だということをお願いさせていただきましたし、また、要するに決められたことを一旦許してしまってどうのこうのとか言うことを、それを十分感じております。けれども、もう大体審議そのものが尽くされておまして、まさに今調整案をまとめる段階でございます。うちの方からのお願いについては、うちの方の委員の方々から十分聞いていただいてお分かりだと思いますので、許していただけるかどうかということを決を採ってですね、駄目だとすればそれはしょうがないとして、それで締めてください。以上でございます。

岸部会長： はい、分かりました。小林委員どうぞ。

阿仁町小林委員： 同じ町の出身委員が違った意見を述べると言うのも仕様が無いと思いますが、ただやり方ですからですね、私はこの種のをですね、決を採って、だれが反対したとなったら、非常に後に問題残りますよ。阿仁の町民から鷹巣の誰と誰が反対したという事が無いように、スマートに調整してやってください。頼みます。事務局と4人の町長さんと幹事会でスマートにやってください。お願いします。

岸部会長： これは町長だけというのはどうかと思いますけど。皆さんから決めていただくの一番いいようだと思いますけども。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

阿仁町小林委員： 採決もいいと思いますけどもね、ただね、うちの方の場合に、7月16日の法定協で決まって地元に戻って、町民が新聞見て、我々に言うこと、議員に言うことは、町の名前まで無くすのか、ということで、必要であれば町民運動、署名運動やると言っていますけども、それは法定協に対する不信の声となるので止めましょうということで、今この通り調整しているんですよ。それを分かっておいて下さい。もし、まとまらなかった場合は、やってみるという運動もあり得る可能性があるということで、今はそういうことするべきでない、ということにしていますので、そういう状況であったということも一応何とかお願いしたいと思います。

岸部会長： それでは少し休憩いたしましょうか。10分ほど休憩いたします。

(休 憩 後)

岸部会長： それでは再開します。片山委員さんが急用が出来て、いまお帰りになられたそうです。只今の阿仁町さんの方から出てきました「阿仁」をあるいは「阿仁町」を残すかどうかという事で、私達3人でございますけども、阿仁の濱田町長さんは実は義母さんが今朝1時半に亡くなられたという事で、お帰りになりましたので了承下さい。それではこの問題につきまして私達の一応の協議した事についてお話いたします。お聞き下さい。

森吉町松橋町長： 先程来、一端決めたことを変えるという事は今後に悪影響があるという沢山の方の意見です。また合川の笠原さんからは、合川では合川町の名前を残したいというご意見もあります。阿仁町の方の意見は「阿仁町」か「阿仁」かという要望でしたが、我々が今助役を交えて相談した結果、何とか円満に持っていくために今回に限り「阿仁」という二文字、固有名詞だけでなんとかご了解お願い申し上げたい。我々からもお願い申し上げます。

岸部会長： 皆さんよろしゅうございますか。はい、どうぞ庄司さん。

森吉町庄司委員： それは阿仁だけですか。

岸部会長： 私達が相談したのは阿仁だけでございます。はい、春日委員どうぞ。

森吉町春日委員： この事が他に伝わって、もしもですよ、うちの方も残したいという動きが出ればそれも認めることになるんですか。私はそういう方向でいったら困るなと思います。

岸部会長： そういう事は全然考えておりません。よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

森吉町庄司委員： やっぱりその点も考えてもらわなきゃいけません。というのは私方もこの問題を決めるときにですね、大抵は、旧町名を残さないという事に私は賛成してそれを報告しているわけです。それを今度また変わったとなればですね、やはり当然帰って報告して、じゃ森吉はどうするんだ、という事もありますので、当然阿仁だけ認めると、他の町村は合併の事で無く、もしかしたらこの問題を帰ってやる町もあると思いますが、その点については、3町長でどう話し合いましたか。

岸部会長： そういう事については全然相談しておりません。予想もしておりません。

森吉町庄司委員： いや、この結果を報告して、また変えればもし残すと言えればそれでもいいと言うことになるのですか。

岸部会長： その時にまた協議したいと思います。

森吉町庄司委員： 次回の時でもという事になりますか。次回の協議会という事になるわけですか。

岸部会長： もし何か問題点があればですね。

森吉町庄司委員： いや、この件についてです。

岸部会長： この件についてですね。

森吉町庄司委員： それについて次回でもまた協議になるということですか。

岸部会長： 出来れば終わりたいと思います。はい、畠山委員さんどうぞ。

森吉町畠山委員： 森吉の畠山です。この問題に関しては決を採るとか、個人的な意見を述べるというのは差し引変えたいと思いますし、またこの阿仁町さんの方々の強い思い入れという事だけで私は決定するのは、どうかなと思いますので、首長さん方のいわゆるトップの判断に任して、それ以降の事は関連づけて考えない方がいいのではないかと考えております。ましてやお金に関することでも無いし、非常にメンタルな、ノスタルジックな物の考え方として捉えることで、それを他の事と混同して考えるような物の考え方はしたくありません。

岸部会長： 皆さんご了承頂けますか。はい、どうぞ。

鷹巣町今野委員： 今野でございますが。先程来話がありましたようにあとこれだけで終わりですよね。この事を先程会長の話では出れば、ただただという話もあったようですが、あとこれから出ないという事によろしいのですね。

岸部会長： はい、そうです。

鷹巣町今野委員： はい、分かりました。

岸部会長： 皆さんこれでよろしゅうございますか。それでは阿仁の現在の阿仁町については地名に、「北秋田市阿仁何々」というふうに「阿仁」という字を冠するという事にいたします。よろしゅうございますね。それでは次の19号の報告でございますね。電算システム統合について、事務局の方から説明して下さい。

事務局： 事務局計画班の成田です。それでは報告第19号電算システム統合についてという資料をご覧いただきたいと思います。まず1枚目。1枚目は目次でございますので、めくっていただきまして1ページ目でございます。1番の概算事業費について、その中で項目一つ目が住民情報系システム統合費用4億6千万円、2つ目が内部情報系システム統合費用8千万円、3つ目がネットワーク回線ほかという事で5千8百万円、合計で6億円となっております。この予算措置につきましては今現在4町で予算化に向けて最

終調整中という事になっております。それで2つ目の統合対象業務という事になりますけども、住民情報系システムは住民に直接関わりある業務という分類になっております。住民情報、税、福祉、医療などの業務システムを統合するものです。基本設計の概要としまして2ページ目からなっていますが、必要なハードウェアいわゆる機器類ですけど、あと中身としてはその中身としてはサーバー関係例えば職員のパソコンという事もそこに含まれています。あと、各業務のソフトウェアを導入するものです。基本設計の詳細となりますと資料が100ページ程の膨大な物になってしまいますので、ここでは概要という事で業務ごとにその導入されるシステムで管理される情報、システム化される範囲の項目だけを掲載させていただいております。2つ目の内部情報系システムにつきましては5ページになりますが、自治体内部の業務という分類になっており、財務、人事給与、グループウェア、文章管理業務を統合するものです。基本設計の概要として、各サーバー関係、ここにも職員用のパソコンが含まれております。そういったハードウェア、各業務のシステム、業務システムのソフトウェアを導入するものです。3つ目のネットワーク回線他という事につきましては、いくつか項目がその中に含まれておりますが、例えば各庁舎内のネットワークの配線工事があります。またそれを4庁舎繋げるための回線もございます。ただ、現在の森吉町庁舎におきまして電算室を置くという事になっておりますので、その分のセキュリティ対策や電算システム統合作業全体の進捗を整理するための業務委託なども含まれております。以上で資料のご説明を終わります。

岸部会長： 只今の報告に皆さん何かご意見とか、あるいは特に何かお聞きになりたい所がありますか。よろしゅうございますか。それでは無いという事で、これは報告をこれで終わります。それではその他のところで合併協定項目の確認事項がひとつございます。協議の47号でございます。児童福祉事業について事務局の方からご説明下さい。

事務局： その他資料という事で2枚ものを配布していますので、その中で「すこやか育児手当」これについての具体的な内容についての変更いたしましたので、これについてご協議お願いしたいと思います。子育て支援の一環として、合併時に統一して行うように調整を図るという事として、これについては前々の協議の中で祝い金手当、それから一時金等それぞれの町の支援の制度が異なりますので、合併時まで調整を図るという事でございますのでよろしくお願いしたいと思います。

岸部会長： 只今の47号につきましてご意見ございますか。これでよろしいですね。じ

や、そのように確認させていただきます。それでは協議の日程は一応これで終わりなんですけども、事務局で今後のスケジュール等について説明ありますか。

事務局： 今日の病院事業の概要について色々協議した中で、合川町の全協が22日ということですので、その中で協議された中での決定に基づいて、今後進むという事がございますので、それを確認次第こちらの方で日程をもう一度設定しながら進めていきたいと思っております。いずれそれが確認できると、県知事の方にまちづくり計画書について申請をします。この承認があればこれに基づきまして、合併協定書が総て整いますので、これに基づいて確認していただければ合併調印という方向に行くと思っております。これについて、期日については今22日の議会ありますけど、それぞれ4町の日程と、それから各議会の日程とを含めながら予定としては、10月7日と予定としてあります。それで詳しくは22日に決定以降すぐ追ってご連絡申し上げますので、それまで暫くお待ちいただきたいと思っております。

岸部会長： 分かりました。私の方からひとつ提案がございますが、今病院事業、協議の56号でございますね。これが合川町議会待ちという形になるわけでございますけど、そのためにもちょっと皆さん、56号の1ページ目を見ていただけませんか。調整の内容には、先程皆さん達に見ていただいた所があるわけでございます。ここのところが合川町議会で認められればそれでいいわけですが、ここの所にですね提案でございますけども、2番目といたしまして、「建設場所は秋田北空港南側、3町が交わる地点を中心とした地域とする」という事を書き加えたらどうかと思っておりますけどいかがでしょうか。よろしいですか。じゃ、そういう事を踏まえまして佐藤議長さん、何とかひとつ22日は吉報をお待ちしております。要するに病院建てるか、建てることを考えるか、考えないか、ただそれでございます。これ、1じゃなく「なお」にしたら事務局としてはいいそうです。私は2と言いましたけど、「なお建設場所は秋田北空港南側、3町が交わる地点を中心とした地域とする」という具合にしていきたいと思っております。それでこれが決まりますと先程も確認いたしましたけども、新市まちづくり計画の方もそのように出来ておりますので、そのままで行きますとなんら差し支え無く色々な事が全部決まったという事になりますから、よろしく願いいたします。特に合川の皆さんもひとつよろしく願いいたします。それでは事務局、これで終わってもよろしいですね。それでは今日はこれを持ちまして、朝から大変長い時間本当にありがとうございました。大切な事を決めるには時間も色々かかるものでございます。本当にありがとうございました。